

平成28年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成28年2月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
13番 湯浅祐徳
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

6番 小菅耕二

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	榎本隆二
総務部	長	武井義行
市民部	長	石川良道
経済環境部	長	麻生和敏
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
財 政 課 長	江 澤 利 典
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	山 本 雅 章
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	吉 田 一 郎

・連絡員

庶 務 課 長	勝 又 寿 雄
---------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	山 本 雅 章
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

事 務 局 長	醍 醐 文 一
---------	---------

○監査委員

・議案説明者

事 務 局 長	川 崎 義 之
---------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査	中 嶋 敏 江

主 査 補 須賀澤 勲
主 査 補 居 初 理英子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成28年2月24日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

次に、本日の欠席の届出が小菅耕二議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

おはようございます。誠和会の鈴木広美です。一般質問3日目ということで、そのトップバッターとして、また誠和会の一番最後ということで、時間もかなりたっぷりあるので、たっぷりやらせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、質問事項1なのですが、未来ある街づくりについてということで、今回、大きな質問事項1、未来ある街づくり、やはり、これから5年後、10年後に向けてのいろいろな課題を今から議論をしていきたいという形で、今回、その中で（1）農業問題について、

（2）八街市の活性化について、（3）学校教育問題についてという形で構成をさせていただきました。

それでは、質問の方に入りたいと思います。

まず、要旨（1）農業問題についてですが、農業問題に関しましては、後継者問題や遊休農地問題、また、TPP問題と全国的にも大きな問題となっているのが現状であると思います。また、本市においても、基幹産業である農業において避けては通れない問題であり、早急に対応をしていかなければならないことと考えています。

その幾つかの問題の中で、今回は本市のブランド商品でもある、全国的にも有名な本市の特産品、落花生について幾つかの質問をさせていただきます。

①本市の落花生の生産量は、どのような推移をしているのが、まずお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

落花生の生産量につきましては、市町村別の統計資料の公表が行われた最後の年である平成18年が作付面積が802ヘクタール、収量で2千120トンでございました。その後、公表が行われていないことから、正確な数字は把握しておりませんが、平成21年度に実施

されました特定農産物産地構造改革対策事業による契約数量から、作付面積で約600ヘクタール、収量で1千470トンとなっております。作付面積、収量とも、農業就業者の高齢化や後継者不足により年々減少傾向にあるものと考えております。

○鈴木広美君

答弁、ありがとうございます。やはり、年々後継者問題やそういったところで特産である落花生、これの作付生産量がどんどん減っているわけですが、次に、本市の落花生について、市長をはじめ担当課、そういった努力により、また皇室や総理官邸、また近隣のイベント会場、ふるさと納税の返礼品など、幅広い分野でPR活動をしております

そこでお伺いいたしますけれども、先ほどの生産量が減少している中で、②なんですけれども、落花生の販売量の推移、非常にデータをとるのは難しいとは思いますが、全体的な流れとして推移は右肩上がりなのか、減っているのか、その辺、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

落花生の販売量に関しましては、集約する機会などもなく、特に把握はしてございません。しかしながら、近年、メディア等で八街産落花生を取り上げていただいていることや、新豆の時期には多くの問い合わせがあり、安全で安心な八街産落花生が相当の量、消費されているものと認識しております。

また、安倍内閣総理大臣と直接面会する機会をいただきまして、総理官邸において八街産落花生のPRを行ったところ、安倍総理から「世界一おいしいです」とのお褒めの言葉をいただいておりますので、八街産落花生ブランドを堅持するため、各種イベント等で積極的にPRを続けてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

生産量は減っている中で、さまざまなPR等を行いまして、テレビ等でも取り上げられて、そういった中では、私は個人的には生産量よりも販売量、それに関しては伸びているのではないかというふうに感じているのですが、そういった生産量が減っている中で、販売量が増えていると。また、価格とか、取引価格にも、今期落花生に関してはかなり影響が出てきているように、私は感じているのですが。

次に入るのですが、初めに、平成27年6月に農林水産省で特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、いわゆるGI、地理的表示法、地理的表示がありますが、まず、1番、2番、3番に入る前に、地理的表示法についてのご説明をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地理的保護制度とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物、食品などのうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称がされているものについて、その地理的表示を知的財産として保護し、もって生産者の利益の増進と消費者からの信頼の保護を図ることを目的といたしまして、特定農林水産物等の名称の保護に関

する法律に基づき、生産加工業者団体からの申請により農林水産大臣が審査の上、登録されるものでございます。登録の基準としましては、「1、生産加工業者の団体からの申請であること。2、品質等の特性が当該地域と結び付いていること。3、一定期間継続して生産されていること。4、産地と結び付いた品質の基準を定めていること。5、生産・加工業者の品質を守るよう団体が管理していること」となっております。

登録を受けました団体は、地理的表示の使用が認められ、法律の「G I」のマークを添付することが可能となります。「登録されることにより、地域ブランド商品として差別化が図られる。地理的表示の不正使用を取り締まることにより、ブランドの保護が図られる。農林水産物の輸出促進が図られる。」などのメリットがございます。

○鈴木広美君

説明、ありがとうございます。今の説明の中にあつたように、地理的表示、非常にメリットが高いものだというふうに私も考えているのですけれども、①、②を含めて③に入るのですけれども、今、ご説明があつたことも含めて、本市で落花生のG Iの登録についてのお考えをお聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

落花生を登録する考えはということでございますが、地理的表示制度につきましては、市長も申し上げましたとおり、主に5つの登録要件があります。特に産地と結び付いた品質の基準を定めており、生産、加工業者が品質基準を守れるよう団体が管理し、それを国がチェックすることとなっております。八街市全体で生産方法や品種、品質の統一基準が必要であることから、広域では難しい面もございますが、ブランド力を高めるためには有効な制度と考えております。関係団体などと調査・研究しながら、千葉県とともに連携を図り、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

前向きに考えたいということなんですけれども、ここで幾つか再質問をさせていただくのですけれども、まず、八街市の落花生、これはブランドとして出しているのですが、落花生の商標登録はされていると思うんです。ただし、地理的表示、G Iと商標登録、これの違いのご説明をお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

違いでございますが、地理的表示保護制度につきましては、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度となっております。

また、地域団体商標制度につきましては、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度ということになっております。

○鈴木広美君

本市においてでも、今、説明があつたように、非常にメリットが高い内容ではないかと。また商標登録と違って国のお墨付きというような形で世界にも出していけるというような非

常に高いメリットがあるんだというふうに理解をしております。

次に、地理的表示なんですけれども、G Iを登録するにあたっては、例えば落花生、そのほかに何種類かの登録とか、あるいは地域で1つしかできないのか、その辺、確認でお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

登録につきましては、登録要件をクリアしており、品質等の特性や地域と結び付いている製品であれば、同じ製品でない限り複数種類の登録は可能となっております。

○鈴木広美男君

複数の商品が登録できるという形でも非常に間口が広いような感じに私は考えておるんですけれども、全国的に去年の12月に登録が幾つかされていると思うんですけれども、今現在の登録がどういったものがあるって、また、今年、登録に向けての申請で幾つか出ているかと思うんですが、その辺のご説明をお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

現在、登録済みのものとしてしまして、主なものとして、青森カシス、但馬牛、神戸ビーフ、夕張メロン、江戸崎カボチャ、八女伝統玉露など10件が登録されております。また、登録申請中のものは、市田柿、出雲の菜種油、砂丘ラッキョウ、筑波ギンナンなど、6件がございます。

○鈴木広美君

今の登録の申請が上がっている件数、また登録されている数、関東近郊では多分茨城県が1つ出していると思うんですけれども、千葉県では、まだどこも多分出ていないと思うんです。やはり、出ていないのであれば、ぜひ、八街の落花生、これを千葉県から第一位ということで登録に向けてぜひお願いしたいなというふうに思います。

また、落花生、今、生産している千葉半立があるんですけれども、もう一つ角度を変えますと、八街には、今、おおまさりという大きな落花生があります。これはどちらかということ乾燥して食べるよりも茹で落花生というような形での販売が進んでいるかと思うんですけれども、おおまさりの茹で落花生、こういったものも考えられるのかなというふうに思うんですが、その辺のご意見をお願いいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

おおまさりの茹で落花生での登録ということでございますが、登録要件としてしまして、その産品が概ね25年継続して生産・加工された実績があることとなっておりますので、おおまさりにつきましては、平成21年度からの生産となりますので、まだ期間が短いと、登録ができないような状況でございます。

○鈴木広美君

おおまさり、非常に残念なんですけれども、茹で落花生という観点からでは、多分、25年以上の伝統が確かにあると思うので、おおまさりができないとしても、茹で落花生という形で、また、こういう地理的表示を目指していただけると、ありがたいなと。

登録をすることで、私が考えていることは、安定した生産、それから安定した価格、それから、農家にとっても安定した取引価格につながるのかなど。また、落花生の「ぼっち」というものも歴史的、文化的に残していけるものじゃないかと。やはり、先人の方が自然を利用した形での乾燥させるわざでございますので、それに対しては、地理的表示には合致しているものだと。また、作る農家の人たちも、こういった世界的に出せる商品であるということであれば、作る側の意欲とか、あるいは、その落花生を作りたいというふうに思う方々も増えてきて、安定した生産量、安定した価格に持っていけるのかなというふうに思っています。

また、落花生に限らず、八街は全国的にもすばらしい野菜がたくさんとれて、非常に土がいい土であるということがありますので、ぜひ、G Iの登録に向けましては、前向きに検討をお願いしたいということをお願いして、1回目の質問は終わります。

次に、(2)八街市の活性化についてですが、税収の問題や定住問題、雇用の問題などから考えても、八街にとって企業誘致は必要であるというふうに、これもほかの議員からもたびたび出ている話でありますけれども、本市の駅の北口の場所とか、酒々井アウトレットの近隣地、また、これからできるバイパスの側道面に対する土地、あるいは榎戸駅の橋上化が決まりました。また、榎戸駅の周りの開発など企業誘致ができるような環境が私は整ってきているのではないかとというふうに考えているのですけれども、今までも一般質問の中で前回は前々回はほかの議員からも企業誘致の問題がありましたけれども、再度お伺いしますが、本市の今後のこれからの企業誘致に向けてのお考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

企業に対する支援措置でございますが、企業立地法に基づく基本計画を千葉県と本市を含めた各集積区域とし、まちとの共同で成田空港・圏央道沿線地域として策定しており、この基本計画に定められた集積区域において工場等を立地する場合や事業の高度化への取り組みを行う場合には各種の支援を受けることができます。

市といたしましても、経営の安定化、近代化を推進するための融資制度や利子補給制度を実施しているほか、企業の誘致に関しましては、以前より答弁しておりますとおり、税収を増やす以外にも雇用と地域経済の波及効果が大きく、大変重要であると認識しております。

○鈴木広美君

今の市長の答弁の中に、前向きな企業誘致に向けてのお気持ちが私は見られたというふうに考えているのですが、そのことを踏まえて、企業誘致にあたり、さまざまな優遇制度、企業に対する措置制度、そういったものが県にたくさんあるというふうに、私は認識しておりますけれども、そこで2番目に移るのですけれども、企業誘致の優遇制度についてお聞きをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

企業誘致の優遇措置に関しましては、近隣市町の状況を確認いたしましたところ、一定規模の企業が立地した際には納付していただきました固定資産税の相当額を助成金として交付している事例が多く見受けられますので、本市も同様な助成金を交付できるよう、現在、検討を進めているところでございます。

なお、制定時期につきましては、現時点では明確には申し上げることはできませんが、平成28年度のできるだけ早い時期に制定できるよう、改めて指示したところでございます。

○鈴木広美君

それでは幾つかまた再質問させていただくのですけれども、立地制度、まず千葉県内においての立地制度を持つ市町村、それはどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

立地企業に対します優遇制度を設けている市町村につきましては、平成27年4月1日現在、県内54市町村のうち39市町村が設けてございます。なお、印旛管内では本市と四街道市の2市がまだ設けていない状況でございます。

○鈴木広美君

39の市町村でされていて、印旛管内、八街市と四街道市ではまだだということですので、これは前向きにひとつ考えていただきたいと。

次に、千葉県立地企業補助金制度を活かした企業誘致の今後の考え方、計画、そういったものが具体的にあるのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

千葉県立地企業補助金制度には、まず、大規模な投資企業立地、本社立地、研究所立地、工場立地、頑張る市町村連携、競争力強化、マネージ型、雇用創出支援の8種類の補助制度がございます。そのうち、頑張る市町村連携と競争力強化の2種類につきましては、立地する市町村が助成、または市町村税の課税免除等を行うことが補助の要件に含まれておりますので、補助対象となる企業は県の補助と市町村の補助は受けられることとなります。

そのため、現在、検討している本市の立地企業融資制度につきましても、補助要件など県の補助金と合致するよう、現在検討しているところでございます。

○鈴木広美君

8種類のそういった企業に対する優遇措置制度、いろいろ使えるものがあると。その中で八街はいろいろ精査をしていくと、私も考えているのが、頑張る市町村連携、競争力強化のそういった制度の中に、ある程度八街は条件が入るのかなというふうに認識をしているのですけれども。

また、企業立地制度の創設について、県の内容でもあると。副市長にお伺いしますけれども、副市長は県のそういった担当の窓口等もされていると思いますので、立地助成制度を今進めているという経済環境部長からのお話もありましたけれども、これを進め、要するに、それを登録するとなった後、企業にどういった働きかけをしていくのか、そういったものに関して副市長のご意見をお伺いいたします。

○副市長（榎本隆二君）

まず、企業立地助成制度、先ほど担当部長の方からも答弁いたしましたように、平成27年4月1日現在で県内39市町村が制度を持っているということでございます。また、そのほかにも現在検討中というような市町村も数団体あるようでございますので、制度がない市町村というのは今後さらにますます少なくなることが想定されるわけでございます。

本市におきましては、工業団地など企業を呼び込むための用地がないこと、あるいは、農振法ですとか、土地改良法、北総中央用水などの制約があるということで、難しい部分があることも十分承知をしておりますが、受け皿作りとしての企業立地制度については、早期に立ち上げる必要があるというふうに感じております。

ご質問のありました呼びかけの方法ということでございますけれども、県の方でも企業誘致のためのパンフレットを作成し、企業に向けて千葉県へ呼び込むためのPR活動等を行っております。

また、千葉県地域再生計画というのを策定いたしまして、東京23区にある本社機能の千葉県への移転なども進めようとしているところでございます。

したがって、市のホームページへの掲載ですとか、商工会議所などとの連携はもちろんでございますけれども、県の担当課とも十分連携を図りながらPRを図っていければと考えているところでございます。

○鈴木広美君

非常に前向きな答弁をいただきまして、これからは県と、こういった制度があるわけですから、連携して、前向きに進めていただきたいと。ただ作りませんでしたでは前へ進めませんので、やはり作ったならば、それをどういうふうにPRをして企業に来ていただくか。企業がやっとならば、そこで初めて雇用等が生まれわけですから、ぜひ、こういった制度は、100パーセントとは言いませんけれども、使える範囲内で有効に使っていただきたいというふうに思います。

また、企業立地促進法に基づく支援措置、千葉県立地企業助成制度、千葉県企業研究所立地促進金融融資制度、そういったいろいろなまたほかの制度もあります。そういったものをうまく活用して、八街の雇用促進、定住、そういった形につなげていただきたい、それをお願いいたしまして、質問を次へ移らせていただきます。

(3) 番なんですけれども、学校・教育問題なんですけど、近年、いじめや不登校、貧困、子どもを取り巻く環境が複雑になっている中で、保護者や地域住民と学校が協力して課題に取り組む必要があると常々感じております。また、保護者や地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクール、いわゆるCSと言われているのですけれども、本市が、CSという表現が正しいのかどうかは私もまだ勉強不足でよくわかりませんが、そういった保護者や地域住民との関わり合いを持つ中で、CSに近いもので、現在の取り組みについてまずお伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の地域による学校支援の現状といたしましては、登下校時の児童・生徒への見守り活動、ゲストティーチャーとして授業への支援、図書整理や校庭の整備などの環境整備等多岐にわたりご協力をいただいております、こういった支援に対し、国、県の補助制度が活用できるように、全ての小学校へ学校支援地域本部の設立を目指しております。

まだ学校により地域の支援体制や内容に差があることから、地域の特色を活かした支援を各校が得られるように進めてまいりたいと考えております。

なお、コミュニティ・スクールを実施するには、保護者や地域住民が学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などに意見を述べる学校運営協議会を設置し、子どもたちが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みが必要なことから、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

このCS、コミュニティ・スクール、これは地域との一体型のもので、私もちょっとひっかかっているのが、学校運営に参加していくということは、まだまだこれは議論、また研究・調査が必要だと思うんですけども、中には地域と一緒に活動していくという面においては、非常に前向きに考えていくようなものであるなというふうには感じております。

全てのCSに対してではないですけども、今後の八街の取り組み、それについて何か新しい取り組みを考えていらっしゃるのか、その辺をお伺いいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

コミュニティ・スクールの実施につきましては、コミュニティ・スクールの学校運営協議会、この学校運営協議会が教育委員会の下部組織というふうになっていきますので、設置やその他調査・研究が必要となる項目があまたございますので、まずは学校と地域の連携による学校支援地域本部事業、ここを充実させていただきたいと考えておりますけれども、コミュニティ・スクールに係る調査・研究につきましては、教育長答弁のとおり、進めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

CS、日本の中、全国の中でやっているところは、たしか山口県で県全体で公立の小・中学校が約3千校ありまして、それが対象で、約2千400校に対してCSの取り組みをモデル的に多分されていると思うんですが、さまざまな問題も抱えているということですので、やはり地域に合った形のもので一つひとつ重ねて検討いただければというふうに思います。

次に、②の八街中学校区の3学期2期制についてなんですけれども、この3月の末で中学区の3学期2期制、トライアル的に始めたものなんですけれども、3月の時点で1年がたつわけなんですけれども、まだ1年ということなので、どの程度の評価がされているかというのは、非常に難しいと思うんですが、この1年を見て、現時点のよかった点、また、こういうことは今後課題として残るといったものがありましたら、教えていただきたいのですが。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成27年度から学期末の短縮日課を減らし、児童・生徒と教職員が接する時間を多くすることで、個々の生徒指導上の課題解決及び学力向上につなげることを目的とし、八街中学校、八街東小学校、八街北小学校で評価の2期制を始めました。

各校とも年間20時間ほど授業実数が増えたことにより、学力の向上につながると期待しております。

また、学力向上の成果と課題については、教育センターの指定となっている「学び」の研究の中でも検証を進めていきたいと考えております。

児童・生徒とともに過ごす時間も増え、さらに児童・生徒に寄り添った指導ができるようになりました。

特に中学校では、総合体育大会の前に、顧問がしっかりと部活動の指導ができる時間が増えたことにより、生徒にとっても納得のいく結果を残すことができました。

3校共通の保護者へのアンケートを2月中に実施し、その結果も踏まえ、次年度の取り組みへつなげていきます。

教育委員会といたしましても、各校の報告を受け、成果・課題について検証し、生徒指導上の課題解消、学力向上の改革・改善につなげていきたいと考えております。

○鈴木広美君

この2期制、先ほど教育長の答弁の中に20時間ほどの時間に余裕が出て、違う形で生徒たちと接する時間が増えた、これはすごくいいことではないかと。これは徐々に進めていきたいのですけれども、先ほど答弁の中で、アンケートをとるという形で、2月にアンケートをとっていくというお話があったのですけれども、アンケートの内容、あるいはアンケートはどういった方を対象にアンケートをとられるのか、その辺をお聞きいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

アンケートにつきましてですけれども、3校共通のアンケートにつきましては、児童・生徒、保護者、教職員に対し行うところでございましたけれども、2月23日付で調査依頼をしたとのことでございます。

アンケート内容といたしましては、3学期2期制になって、どのように感じているのか、そういうところの評価、教職員につきましては事務処理の軽減がどうだったのかと、そういう内容でアンケート調査を実施しております。

○鈴木広美君

生徒、保護者、それから先生方というようなアンケートをとられるということなんですけれども、八街東小学校の校長先生、また八街中学校の校長先生、この3月で退職されるということで、今度新たな校長先生がいらっしゃるということなんですけれども、そういったアンケートも十分踏まえた上で、今後の八街中学校区における2期制、校長先生も入れかわるということなので、その辺は、教育委員会の方ではどのようにご判断されて、また、どのような考え方で取り組まれていくのか、お聞きいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

3学期2期制につきましては、研究指定校ということで行っておりますので、校長等の退職による云々ということはありません。

○鈴木広美君

指定ということで、たしか4年間継続していくと、最低4年間継続していくということで、校長先生が入れかわっても、今後この活動は推進していくと。推進していく中で、やはり、アンケートを十分、これは生徒、それから保護者、あるいは先生方のアンケートですので、十分それを踏まえた上で進めていただきたいというふうをお願いいたします。

それで、3学期2期制にしまして、1年間、例えば、小学校、中学校でもいいのですが、これは③にもつながっていくので、もしわかればなんですけれども、2期制にしたことによって、不登校、あるいは長期欠席、そういったところでの何か動きがあったのかどうか、お聞きいたします。

○教育次長（吉田一郎君）

長期欠席者には病気療養中の方等も入りますので、不登校に限って答弁させていただきます。八街東小学校におきましては、平成27年1月3名から平成28年1月7名となって増えています。八街北小学校におきましては、1名からゼロとなっております。八街中学校におきましては、40名から42名となって増えています。このように増減それぞれでございますので、特別顕著な変化があったというわけではございません。

○鈴木広美君

まだ始めて1年ということなので、また取り組みながら、その辺を見ていきたいなというふうに私も思っております。

次に、③番なんですけど、先ほども一部お話ししましたが、不登校、長期欠席者、全国で約17万人いるというふうにも報道が一部されております。不登校、長期欠席の今現在の対応策、あるいは、今現在何名ぐらいの八街市内のそういった対象者がいるのか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市の不登校率は1月末現在、小学校で0.89パーセントであり、昨年度より0.32パーセント増加しています。一方、中学校では4.96パーセントであり、昨年度よりも0.31パーセント減少しております。いずれにしても、平成26年度末の県平均を既に超えており、依然としてその割合は高い状況です。

学校現場では、まず、児童・生徒がなぜ長期欠席になっているのかの一人ひとりの見立てを行い、対応策を考えております。長期にわたり状況をつかみながらの対応には、多くの時間を費やしているのが現状です。

不登校、長期欠席者への対応策としては、次の3点に取り組んでまいりました。

1点目は、未然防止の取組として、各学校を「自己有用感の持てる場」、「自主的に学習

できる場」とする「魅力ある学校づくり」を推進しております。具体的には各校では、児童・生徒を学びの中心とした授業作りに取り組んだり、児童・生徒に学校生活の中で役割を持たせ、主体的に取り組ませる工夫をしたりして、児童・生徒への登校への意欲を育てております。

2点目は、不登校児童生徒に対する早期対応です、各小・中学校の要請に応じ、訪問担当の学校教育相談員を派遣し、さらに児童・保護者・教職員の相談を行うため、スクールカウンセラー未配置校にも市カウンセラーによる巡回相談を行っております。また、今年度より相談専用ダイヤルを開設し、必要に応じてカウンセリングにつなげるようにしております。

3点目は、「連携と状況に応じた支援」です。家庭支援の必要な不登校児童生徒につきましては、市長部局を含めた関係諸機関等と連携し、対応しております。

一方、教育委員会といたしましても、八街市教育センター「ナチュラル」や家庭訪問担当学校教育相談員、各中学校の校内適応指導教室、各学級等が連携し、学校復帰につなげるように支援しております。

現在、行っている手だてにつきましても、検証しながら、今後も「不登校をつくらない学校づくり」、「不登校の解消」に向けて、より一層取り組んでまいります。

○鈴木広美君

不登校、長期欠席に対して、さまざまな取組もされているのも非常によくわかりますし、また、各学校の先生方が非常に苦勞されて、また時間外にいろいろと指導・対応されると。適切な言葉かどうかわかりませんが、今、学校の教師になるのがブラック企業であるというような、そういった話も出るぐらい、先生方の負担も非常に大きくなってきていると。

先ほど、教育長の答弁の中で、なぜ不登校になるのか、その一人ひとりというお話がありました。ここで、私、今回、これを取り上げさせていただいたのが、一つの提案なんですけども、私が調べた中に、睡眠記録に基づく指導、いわゆる睡眠ログというものが平成19年から福井県の方で実施をされてきております。これが当初は睡眠ログというような名前であったのですが、先日もNHKの朝の番組の中で、眠育、眠る、育てるという眠育というもので取り上げられておりました。

これは都内ですと、板橋区の方も取り入れていくお考えということで出されているのですが、福井県の若狭地区なんですけども、小学校2校、中学校1校に対して、睡眠調査表、私の手元にはあるのですが、なかなか新聞をコピーすると、最近ちょっとうるさいということで、まだコピーは出せないのですが、こういった睡眠調査表、1日24時間を30分ごとの升をつくって、その生徒が夜何時に寝て、何時に起きたのか、あるいは、朝食を食べたのか、食べないのか。平成18年ですか、早寝早起き朝ごはんという形で全国的に多分展開された話なんですけども、それを実際こういうグラフ化で調査、これは記録を約2週間とるのです。この2週間をとった一人ひとりの生徒の睡眠、睡眠というのが小学生、中学生、特に小学生の頃から生活習慣、生活リズムということで、発育ですとか、そういったものに非常に影響があるということで、これは熊本大学の名誉教授、それから医療機関、そういっ

たところからも証明されているのですけども、生活リズムを整えることによって、集中力ですとか、そういった家庭環境にも影響してくるということで、これを行ったところが福井県の若狭地区、2つの小学校に対して1校の中学校。

これは5、6年かかっているのですけども、その結果が大体不登校率に関しては、小学校で10パーセント超えだったものが全国平均の2.5から3パーセントになったと。平成24年には、そういったもの、段階を含めて中学校の不登校率がゼロパーセントになったんだと。やはり、小学校から中学校に上がる。中学校に上がりますと、いろいろ部活ですとか、人間的にもさまざまな発育が出てきますので、その前の小学校の段階で、こういったものやっつけていこうという取組。この2週間をとった睡眠調査表、これをもとに三者面談を先生方が行うそうなんです。父兄と生徒と、この表に基づいて相談対象者をピックアップし、グラフでちょっと睡眠が乱れているお子さんに対して。そういうものを親御さんにも提示して、要するに、それをもとにした形で生活習慣を変えましょうと。5、6年の結果なんですけども、それによって確かに不登校率が徐々に減っていると。それは板橋区、それから青森県の方でも実施されているというふうに、私は伺っております。

これは私も1つ提案なんですけども、さまざまな先生方の活動とか、地域の活動とかあるとは思いますが、保護者、親御さん、家庭教育という面からも考えると、やはり、こういったものも前向きに取り入れて、なぜ不登校になるのか、夜ふかしして、朝起きられなくなるから、学校へ行くのが嫌になっちゃう。朝起きて、ご両親が仕事に行っていれば、誰もいない状況、だから休んじゃう。ただし、こういった睡眠で人間の体のメカニズム、そういったものから改善をすると、精神的にも非常に変わってくると。育ち盛りの子どもたちの年齢ですから、そういったものもぜひ取り入れて、前向きにそういった不登校、長期欠席、あるいはいじめ、そういったものにも多分連鎖していくと思いますので、また、私もこれは調査・研究するのですけども、そういったものを取り組んでやって、実際的に証明されているということもありましたので、もし、取り入れていただければ、それをお願いして私の本日の質問を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前10時58分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

こんにちは。山口孝弘でございます。質問に先立ちまして、一般質問通告書の質問事項3であります。八街の魅力発信に修正していただきますよう、お願いいたします。

○議長(加藤 弘君)

お伺いしていいですか。修正とは、どこをとどのように直すのですか。

○山口孝弘君

八街ブランドの魅力発信と書いてあるのですが、八街の魅力発信についてという形に修正をお願いいたします。

○議長(加藤 弘君)

ブランドをとるということですね。

○山口孝弘君

ブランドをとります。すみません。よろしくをお願いいたします。

今回、私は、投票率アップと政治参加の推進、感染症対策、八街の魅力発信の3項目にわたり質問させていただきます。明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは初めに、質問事項1、投票率アップと政治参加の促進について。

我々議員や行政が職務を執行していく中で、市民の皆様のご意見やご意思を市政に反映させることは必須でございます。その中で、議員や市役所職員が市民の皆様のご意見を直接お聞きするのはもちろんのこと、市民のニーズを満たす政策を示し、選挙によってその是非を判断していただくことは大変重要なことであります。

その中でも、選挙における投票率は政治に対する関心がわかる数字と言われております。投票率は全国的に年々低下する傾向にあり、選挙のたびに話題となるわけでございますが、要旨(1)の八街市における投票率の推移と傾向について質問いたします。

○選挙管理委員会事務局長(山本雅章君)

答弁いたします。

投票率につきましては、選挙全般において同じような推移が見られますが、平成27年8月30日執行の八街市議会議員一般選挙においての年代別投票率といたしましては、20歳代が25.24パーセント、30歳代が28.36パーセント、40歳代が34.16パーセント、50歳代が45.88パーセント、60歳代が57.65パーセント、70歳代が62.87パーセント、80歳代が47.05パーセント、90歳代が19.52パーセント、100歳代が15.79パーセントで、全体の投票率は43.71パーセント、傾向といたしましては、20代、30代の投票率が低い結果となっております。

○山口孝弘君

予想はしておりましたが、やはり、20代、30代の投票率がかなり低い状態であるという結果でありました。この結果に対しまして、選挙管理委員会として、どのように分析をされているのか、まずはお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長(山本雅章君)

ただいま年代別ということでご答弁申し上げたところですが、これについて参考までに男

女別ということで申し上げますと、やはり同様に昨年8月30日執行の市議会議員選挙における男女別ですけれども、20代では男が23.64パーセント、女26.99パーセント、30代では男26.21パーセント、女30.83パーセント、40代では31.01パーセント、女37.70パーセント、50代では男42.23パーセント、女49.82パーセント、60代では男55.41パーセント、女60.07パーセント、70代では男62.97パーセント、女62.7パーセント、80代では男52.28パーセント、女43.82パーセントということになっておりまして、男女別で見ますと、20代から60代ぐらいまでは女性の方が若干投票率が低いというような結果になっております。

○山口孝弘君

女性の方が高い。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

失礼しました。若干女性の方が投票率が高い結果となっております。失礼しました。

○山口孝弘君

ありがとうございます。

投票率の向上は、日本国全体の課題であります。今年7月には参議院議員選挙が予定されております。今回から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたから初めての選挙となるわけでございます。本当にこれは最初が肝心でありまして、選挙権年齢が18歳以上まで引き下げられたことにより、若い世代の政治への関心が限りなく今回は特に高くなるものというふうに感じております。

そこで要旨（2）の選挙権を得られる年齢が20歳以上から18歳以上への引き下げられたことによります影響と政治参加への促進についてお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

答弁いたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、有権者が増加することになりますが、その人数は平成28年1月31日現在で18歳、19歳の人口は1千622人で、直近の選挙人名簿に占める割合は2.6パーセントとなります。

これに伴う影響ですが、先ほどの答弁のとおり、年代別投票率では若い世代の投票率は低い結果となっておりますので、投票率の低下が懸念されます。先般、県内の市町村が参加した明るい選挙推進協議会会長会議においても「選挙権年齢引き下げに対する啓発について新有権者への効果的な啓発を考える」をテーマに討議を行い、模擬投票、選挙講座などを実施することで、選挙の大切さや、投票が一番身近な政治参加であると認識してもらうことができ、効果的ではないかとの意見も出されました。

今年7月には、参議院議員通常選挙も執行が予定されておりますので、啓発活動を通じて、高校生に選挙について関心を持ってもらい、政治意識の向上や、社会参加意欲の向上を図りたいと考えております。

○山口孝弘君

投票率の低下は政治に対する無関心のあらわれなのかといいますと、決してそうではないというふうには私は思っております。特に我が国では、長引くデフレ脱却に向けた経済再生への動向や、国外に目を向けますと、北朝鮮による核実験やミサイル発射、外交関係の緊張感の高まりなど、国民の関心が集まる問題が多く、八街市においても財政の問題、子育ての問題、道路の問題、人口減少、少子化問題等の問題は尽きることはありません。

とある新聞の世論調査によりますと、有権者の8割が政治に関心を持ち、「全く関心がないよ」という方はわずか数パーセントにとどまるという結果が出ております。その結果からいたしましても、政治に対する関心や危機感は皆さんお持ちだというふうに思います。政治や社会参加への参加意欲を向上させるということがとても重要になると思いますが、しかし、その一方で、政治への関心を投票所に足を運ぶ行動に変えていかなければならないというふうに感じます。そうでなければ投票行動を起こす、その意見というのも潜在的なものに終わってしまうわけであります。

そこで、要旨（3）の投票率アップに向けた具体的な改善策について、八街市のお考えをお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

答弁いたします。

これまでの選挙での投票率向上に向けた取組としましては、広報やちまたや区等への回覧による周知、防災無線やいくくるメールの活用、懸垂幕や横断幕の設置、八街駅自由通路内へのフロアグラフィックの設置、明るい選挙推進協議会委員による啓発車での投票の呼びかけや、大型スーパーなどでの啓発活動などがありますが、これらについては、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、小学校を対象とした模擬投票は、今後も引き続き実施し、選挙講座についても研究し、工夫しながら実施したいと考えております。

今後も八街高等学校と千葉黎明高等学校の生徒に選挙事務ボランティアや街頭啓発への参加にご協力いただけるよう依頼したいと考えております。

また、投票率や利便性の向上を図るため、八街市議会議員一般選挙において、投票率の低かった第7投票所の地区の商業施設に期日前投票所を増設することも検討しておりますので、さまざまな取組を総合的に実施し、投票率向上に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

投票率アップに向けて具体的な考えをお示ししていただいたところではございますが、もう少しちょっと掘り下げさせていただきます。

先ほどの答弁で模擬投票を行っているという話でありましたが、具体的にどのように行っているのか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

模擬投票、具体的にということですが、これにつきましては、実は先般、2月17日に朝陽小学校で実施しておりまして、これは朝陽小学校の児童に実際の選挙と同様のこ

とを体験してもらおうというようなことをございます。これの実施にあたりましては、選挙管理委員会委員、それから明るい選挙推進協議会委員にご協力をいただいているほか、千葉県に弁護士会というのがございまして、千葉県の弁護士会の方にもボランティアとして無償でご協力をいただいております。朝陽小学校で実施した際には、当日、4名の弁護士が来ていただきましてご協力の方をいただいております。

その内容ですけれども、朝陽小学校のときには、6年生の児童、これを対象として行っております。来ていただいた弁護士の先生、弁護士が立候補者となりまして、立候補者役をそれぞれやっただきまして、自分で政策を発表する、「私はこういうことをやります」、それで本当に選挙と同様にして、生徒を前に演説を行います。各候補者に演説を行ってまいります。その後、実際の選挙と同様に、受付から始まって名簿対照、投票用紙の交付、それから記載して、実際の本物の投票箱に入れる、そういった有権者と同じような投票行動をしようということをしております。

それから、開票につきましても、これも実際の開票と同じく、有効票であるとか、無効票であるとか、実際には朝陽小学校の場合には無効票というのはございまして、全て有効票でしたけれども、それで有権者数、それから当日の実際の投票者、こういったこともきちんと数字とかを出しまして、実際の選挙と全く同じことを行っております。

それで、そのときの朝陽小学校の生徒さんの反応としましては、立候補者に積極的に質問をしてみたり、それから、あと、開票の場面では、開票は実際我々職員が行うのですが、そこに集まってもらって、それを見ていただく。本当に熱心に見ていただく姿が見られましたので、将来の有権者である児童・生徒に積極的に関心を持ってもらえたのではないかとこのように感じております。

○山口孝弘君

非常に子どもたちにとってわかりやすい模擬投票だったのかなというふうに感じさせていただきました。また、弁護士会の方も4名の方がボランティアで来ていただいたという本当に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本当に未来を担う子どもたちのためにやっていただいたことではありますが、ちょっと戻りますが、先ほどの選挙管理委員会事務局長の答弁の中で、第7投票所地区の商業施設にて期日前投票所の開設ということを検討されているという明確な答弁がございました。具体的にその場所と商業施設名というのはお聞きできますか。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

具体的に名称を申し上げますと、これはイオンになります。なぜここを選定したのかということですが、実は第7投票所は投票率がまず一般的に低いということがございます。それから、もう1点、有権者数がかなり多い。それでイオンといいますと、商業施設ですので、たくさんの集客が見込めて、効果が上がるのではないかとこの選挙管理委員会の判断のもとに、そこと協議を現在も続けておりますが、そのような状況になっております。

○山口孝弘君

八街のイオンで期日前投票が行われるという話でありましたが、現在、国の方では有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図り、投票環境の改善をするために公職選挙法の一部改正法案が2月12日に提出されて、国会で審議されているというふうにお聞きしております。

イオン八街店で新たに行われる期日前投票所、選挙人名簿のオンライン化ということですが、オンライン化の経費については、一部改正法の中でどのようになっていくのか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

現在、国会の方で審議中のことと思いますが、具体的に申し上げますと、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのをごさいますて、こちらの方で検討がされているということで、期日前投票所に係る経費、オンライン化の経費、こういったものも基準の中で算定されて、執行経費として国の方から支給されるというふうになっております。

○山口孝弘君

そう考えますと、市の持ち出しはほとんどないという考えでよろしいですね。

この法案は、今、審議中ですけれども、その中でもまたいろいろな部門が分かれているわけですが、その中で注目したいなというふうに思っていたのが、共通投票所制度の創設という分野がございます。共通投票所の制度というのは、どのような制度なのか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

共通投票所につきましても、現在、やはり国会の方で審議中というふう聞いておりますので、この制度の内容についてご説明いたしますと、これは既存の選挙区の投票所とは別に市町村の区域内のいずれの投票所区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができるというふうにされておまして、もうちょっとわかりやすく言いますと、現在、八街市には23の投票所を設けておりますが、その23の投票所とは別に、新たに共通投票所というものを設置します。その共通投票所で八街市で選挙権を持つ方であれば、誰でも共通投票所でできるという制度でございます。

○山口孝弘君

そうでありますと、投票率の向上であつたりとか、投票の利便性の向上という考えでありますと、八街市で共通投票所制度というのは取り入れる考えというのはあるでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（山本雅章君）

まず、共通投票所、ちょっと調べてみましたら、県を通じて各市町村にこういう情報というのは流れるのですけれども、やはり、予算的には国の方で費用負担するよと言ってきてはいるのですが、実際、問い合わせをしましても、なかなか設置は困難ということで、この市町村も手を挙げないだろうというふうに言われております。これは千葉県内に限ったことなんですけれども。

これを八街市で考えてみますと、まず、共通投票所を設置するためには、2つの問題があるであろうというふうに思います。まず、1つ目ですけれども、二重投票の防止です。これは

必ずしなくてははいけません。二重投票防止をどうするかと言いますと、先ほどお話のありましたオンライン化です。オンライン化を全て23ある投票所も含めまして市全体をオンライン化していく必要があるということで、まず多額の経費がかかることと、そのための時間が必要になる、これがまず1点あります。

それから、もう1点、人的な問題としまして、投票管理者、それから当日立会人、それから実際の選挙事務を行う職員、これを配置する必要が出てきますので、現状としましては、非常に困難であるというふうに考えております。

○山口孝弘君

わかりました。

まずは期日前投票所がイオン八街店にて行われるということですので、投票率のアップにとっても期待するところであります。お隣、成田市はたしかイオンモール成田店の方で期日前投票所を設けたことによりまして5ポイントほど投票率が上がったという結果が出たそうです。なので八街市も大いに期待したいと思っております。

次に参ります。質問事項2、感染症対策について質問いたします。

八街市は、日本の玄関口である成田国際空港から10キロ圏内であり、感染症に対する危機意識を高めなければならないと私は感じております

近年ではジカウイルス感染症、エボラ出血熱、デング熱、新型インフルエンザなどの想定を超える感染症が懸念されておりました、2020年には東京オリンピック・パラリンピックも控え、外国からの観光客も増えてきている中で、感染症対策は急務であると感じております。

そこで要旨(1)の成田国際空港から近いことから、予防も含めて体制整備と情報伝達の整備についてお伺いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

本市は、日本の玄関口である成田国際空港から近いことにより、新型インフルエンザや新たな感染症が万が一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動に大きな影響を与えかねません。

国は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合、国民生活等に及ぼす影響が最小限となるようにすることと、感染症対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成24年に制定いたしました。

市は、これを受けまして、感染症が発生した際の行動計画として平成26年11月に、「八街市新型インフルエンザ等行動計画」を策定し、感染症に係る緊急事態が発生した場合において市長・副市長、教育長及び各部長を構成員とする対策本部を設置することとしました。

先般、国におきましても、新型インフルエンザ等対策に係る訓練として、「国内初の新型インフルエンザの患者が確認された」と仮定した連絡訓練が行われました。また、県におき

ましても、新型インフルエンザ等対策の住民接種に関する研修会が行われたところでございます。

現在、一般的な感染症に関する注意喚起や予防接種については行っておりますが、今後、国や県からの感染症に関する情報や動向を踏まえまして、救急医療体制の構築や情報伝達の整備も含め、感染症への対策強化を検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ご答弁ありがとうございました。平成26年11月に八街市新型インフルエンザ等行動計画を策定したと。しかしながら、私を感じる中でありますが、それ以降、万が一の備えというか対策がまだ弱いのではないかとこのように感じております。これから緊急医療体制の構築、情報伝達の整備を含め、感染症への対策強化を検討していくという答弁がありましたが、しっかりとした危機管理体制や対策等のマニュアル化を今後していくべきだということに思っておりますが、その件についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○市民部長（石川良道君）

先ほど、市長の答弁にもございましたように、新型インフルエンザ等の感染症が発生した際の行動計画につきましては、平成26年11月に策定しておりますが、具体的な行動マニュアルにつきましては、まだ策定に至っておりません。

海外では、毎年のように新たな感染症が発生しておりまして、最近ではジカウイルス感染症、ジカ熱がございますが、成田空港検疫所での水際での対策が図られているところでございます。

対策にあたっては、国、県との連携等が重要であるというふうに考えておりますが、特に関係する組織機関としましては、国際感染症センター、検疫所、保健所、それから病院、医師、このネットワークといいますか、関係が重要になってくるのかと思います。

本市といたしましても、特に印旛保健所との連携のあり方、こちらを中心とした対応方法につきましては、必要な情報を的確に把握してまいりたいというふうに考えております。それとあわせて、感染症予防対策のマニュアル化につきましても、検討して、必要な情報を必要とときに市民に対して提供できるように準備していきたいというふうに考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも準備を進めて、マニュアル化に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、成田赤十字病院がありますね。成田赤十字病院が全国にたしか3カ所指定されております特定感染症指定医療機関というふうになっております。そことも連携も深めていかなければならないというふうに感じております。

今後、そういった関係機関を含めて訓練もしていかなきゃいけないと思うんです。そういった対策も含めて、マニュアル化も含めて、できれば訓練も一緒に考えていただきたいというふうに思います。感染症を考える中で、何かすごい似ているなというふうに思ったのは東日本大震災の危機管理体制というところを感じました。それに本当に感染症対策というのは

似ているなというふうに思いましたので、しっかりとした対策をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、質問事項3、八街の魅力発信について質問させていただきます。

先般、八街の魅力を知っていただき、訪れていただくため、八街初の試みでありますフリーペーパー、るるぶ特別編集「八街」が制作されました。るるぶは、見る、食べる、遊ぶ、買うを徹底的に調査した上で最新情報をビジュアルな特集で紹介し、旅行者はもちろん、地元の人にも役立つ、身近でお得な情報を満載したすばらしいガイドブックとなりました。発行部数は2万部、今後の展開に大いに期待するところではございますが、そこで(1)「るるぶ八街」を活用した魅力発信について、八街市としてはどのような考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「るるぶ八街」につきましては、国の地方創生先行型交付金を活用いたしまして、移住・定住促進事業の一環として、今回2万部を作成したものでございます。

作成にあたっては、さまざまな自治体での同様の冊子の企画・編集・制作を行っております株式会社ジェイ・ティ・ビー・パブリッシングに依頼したことから、本市のさまざまな特徴がわかりやすく、見やすい内容であり、市外の方が興味を抱くような冊子が完成したものと感じております。

活用につきましては、都市等で行います移住・定住相談会や市外での特産PR活動などで配布することや、県内外の方々が多く来場します三井アウトレットパーク木更津、酒々井プレミアム・アウトレットなどに置かせていただいたところでございます。そのほかでは東京都の23区全ての区役所や酒々井町にございます飯沼本家「まがり家」など、また、市内の施設では、市外県外の方々を訪れる「小谷流の里ドギーズアイランド」や「ふれあいオーガニックファーム」など観光農園等におかせていただき、本市のPRに役立てております。さらにふるさと納税をしていただいた方々へもお礼の品とともに送付しているところでございます。

今後につきましても、移住・定住相談会や市外での特産PR活動などで配布を行い、さまざまな施設におかせていただくなど、「るるぶ八街」を活用して、本市のPRに努め、移住・定住を促進してまいりたいと考えております。

なお、今回作成いたしました「るるぶ八街」が多くの方々からご好評いただいていることから、現在、3万部を増刷しているところでございます。

○山口孝弘君

この「るるぶ八街」でございますが、主に市外に向けた八街の魅力発信、移住・定住のためのフリーペーパーだということは認識しておりますが、現在、八街市以外に住んでいる方が「るるぶ八街」を全然認識されていないという現状は正直でございます。すごい内容が書かれていて、いい情報であったり、市内の方も「るるぶ八街」を知っていただくというこ

とは、とても重要なことじゃないかというふうに感じております。市の広報とか、そういったものを活用して、市内の方も見られるであったりとか、活用できるような形にできないかなというふうに思いますが、その件についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○総務部長（武井義行）

この「るるぶ八街」につきましては、移住・定住ということをまず目的として作成したということもございまして、やはり、市外の方をまず対象にいろいろとPR等を行っているところでございます。まだできて間もないということもございまして。また、内容も大変すばらしい内容になっておりますので、ぜひ、市民の方にも見ていただこうかと思っておりますので、その辺、周知を図るなり、その辺は検討してまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

この「るるぶ八街」はホームページでダウンロードできますよね。なので、例えば、市の広報で周知して、ぜひともダウンロードしてご活用くださいとか、そういった形でもいいと思いますので、ぜひとも周知できるようにお願いいたします。

「るるぶ八街」は、当初2万部作成されて、今後3万部増刷しているということでございますが、今回の「るるぶ八街特別編」が自分は第一弾だと個人的には思っているのです。今後、八街の魅力をもっともっと市外の方に伝えられるような第二弾、第三弾というような形の計画もあってもいいのかなというふうに思っておりますが、その件についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○総務部長（武井義行）

ただいま山口議員からお話がありましたように、現在3万部増刷しているところでございます。当分は現在のもので対応してまいりたいと考えておりますけれども、これは年数がたつ間には掲載されている店舗ですとか、施設、これが変更になってしまうという場合もございまして、行く行くは更新する必要があるかなというふうに思っております。

更新にあたりましては、現在作ってあるものは内容的に大変優れたものだと考えておりますので、あと、経費的なものも含めまして、今あるものを基本として改訂・変更を図っていくというふうなことになるかと思っております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。まずは現在のものをしっかりと活用していただきまして、八街の魅力発信をぜひともしていただきたいと思っております。

次の質問に参ります。

以前にも何回か八街市の情報をフェイスブック、LINE、ツイッター、ユーチューブなどのソーシャルネットワーキングサービス、通称SNSを活用して、八街市の魅力を情報発信できないかと質問させていただいている経緯がございます。どの市町村でもSNSというツールを有効に活用して市町村の魅力、子育て情報、ゆるキャラ情報など多岐にわたり発信されている状況でございます。また、東日本大震災などの緊急災害時には、このSNSを活用していち早く避難所の状況、被害の状況などを伝え活用された経緯がございます。

八街市においては、SNSの活用について検討していく方向というふうには話は伺っておりますが、なかなか進んでいないという現状がございます。

そこで要旨（２）のSNSを活用した情報発信と情報収集について本市の考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

それでは、答弁いたします。

ご質問のSNS、ソーシャルネットワーキングサービスの活用につきましては、以前よりお答えしておりますとおり、市の若手職員で構成します「八街市地域活性化研究会」からもその有効性に対する提案もあることから、現在、実施に向けて準備をしているところでございます。

また、全国に市の魅力を発信し、移住・定住を促進するためのプロモーションビデオを現在作成しており、今年度中にはでき上がることから、動画共有サイトのユーチューブにおいて配信したいと考えております。

SNSによる情報収集につきましては、情報発信を実施していく中で、いろいろな反応が出てくるのが予想されますので、実施後の状況を踏まえた中で調査・研究してまいりたいと考えています。

○山口孝弘君

わかりました。SNSの活用は実施に向けて準備をしていただいておりますので、ありがとうございます。

また、プロモーションビデオをユーチューブにおいて配信したいという考えが示されました。さまざまなSNSがある中で、今後、どのサービスを利用し、いつから開始していくのかという明確な考えがあれば、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

SNSのサービスといたしましては、代表的なものとして、ツイッター、それからフェイスブック、それからLINEなど、これらがあると思われましても、現在のところ、どのサービスを使って開始するかということまではまだ決定しておりません。開始時期ですけれども、平成28年度中には何とか開始できるよう準備を進めてまいりたいと、今考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも平成28年度中によろしく願いいたします。

また、行政側の問題になるかもしれないですけれども、行政のシステムについて、現在、たしかフェイスブックとか、そういったSNSは閲覧できないのではないかと聞いておりますので、システムの改修も多分必要になってきますので、その点は考えていただきたいと思っております。

次に参ります。

情報収集という観点でSNSにはとても重要なポイントというふうになっておりますが、

情報収集をした際、もちろん返信をしなければいけないとか、そういう考えが出てくると思いますが、情報収集をして、じゃあ返信するのというところの考えはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

SNSでの返信、これにつきましては先進自治体にいろいろと確認しましたところ、個人の方からの意見等については返信は行っていないという状況がございます。現在、八街市では市長への提言という形でいろいろ個人の方からご意見をいただいた中で、必要なものに関してはそれにお答えしているということでございますので、そういったものに関しましては、引き続き市長への提言を活用していただきたいなと思います。

○山口孝弘君

わかりました。情報収集に関連させていただいて、行政情報についてなんですけども、行政情報の収集というものもすごい重要なポイントに今後なってくると思います。これはSNSではないとは思いますが、でも、予算の獲得、先進事例とか、ほかの市町村のいかに早い情報を拾っていくかというのは、行政としての力の入れどころにはなりますが、行政情報の収集については、どのようなお考えなのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

行政情報の収集、これは補助金のメニューとかいろいろございまして、私たちが予算措置する上でも大変大切なことだと考えております。現在は国、県からの情報をいかに入手するかということで、職員は一生懸命やっているのですけれども、平成28年度当初予算で、これは自治通信社が運営しておりますインターネット行政情報モニター、アイジャンプというものがございまして、これを今回予算計上させていただきまして、これからいろいろな情報がまたとれるということもございます。ですから、平成28年度からはこういったものを活用した中で、より市全体のレベルアップにつながっていくのかなと考えております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。より行政情報収集力がアップするということで、ぜひとも進めていただきたいなというふうに感じております。

最後に、八街市の最大の情報であります八街市のホームページについてであります。昨日、副市長の答弁で加速化交付金が活用できれば、全面リニューアルの方向で進めていくやの答弁があったと思います。今後の方向性とあり方について、どのような考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

市のホームページにつきましては、市民の皆様からも大変見にくいとか、そういったご意見も寄せられているのは事実でございます。これまでも申し上げましたように、市のホームページは職員の手作りということで行ってまいりました。そうしますと、やはり、いろいろの修正ですとか、時間も要してしまうとか、そういったこともございますので、今後は、今お話がありました交付金等、もし活用できるのであれば、場合によっては民間に委託ですと

か、そういったことも視野に入れながら改善に努めてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

例えば、もし、加速化交付金が活用できないという状況になっても、全面リニューアルを、八街市としての一番のホームページは情報としての顔になってきますので、力を入れるべきところだというふうに私は感じますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で山口孝弘議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄でございます。私は公正な市政運営、空き家対策、街づくりの3点について一括で質問をさせていただきます。

まず最初に、公正な市政運営、口利き記録公開制度についてお伺いいたします。

本議会の進め方を協議する議会運営委員会の席上、委員長から「口利き記録制度」とはどのようなことですかとのお問い合わせがあり、続いて委員から「甘利問題で社会を騒がせている、こうした中で、このような質問をすることは市のイメージダウンにつながる、問題ではないか」とのご意見をいただきました。

本質問事項は、1月21日、週刊誌で甘利問題が報道される以前から予定をしておりました、事前調査などから一部の職員の皆さんはご存じであろうと思います。なぜ市のイメージダウンにつながるのか、私は理解できません。

そもそも、議員の質問権は法律や公序良俗に反しない範囲で自由であり、知らないことをお尋ねになることは問題ございませんけれども、議会の運営に責任を持つべき立場の委員が異論を唱えるというのは、事前の検閲そのものであり、許されるものではないと思います。

ベテラン議員でございますので、言ってよいこと、悪いことはおわかりになっているはずで、口が滑ってしまったのかもしれませんが、発言には責任を持って慎重をお願いをしたいと思います。

口利き記録公開制度とは、議員らの行政に対する口利きを記録に残すことで、不当な介入に歯どめをかけようと、2002年、鳥取県などが始め、以後、各地の自治体で条例や要綱、あるいは規則などで制定をされております。

そこで質問ですが、①行政運営における口利きの定義、②口利き記録の現状、③平成26年度、市長室及び各課における口利き件数など、どのようになっているのか、お伺いをいたします。また、④口利きの記録制度の創設については、どのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

次に、質問事項2、空き家問題ですが、①空き家の実態調査はお済みのことと思います。調査結果はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、②空き家対策は今後どのように進めていくのか、今後の取組についてお伺いをいた

します。

次に、質問事項3の街づくりについてお伺いをいたします。①防犯対策ですが、先月も市長答弁にもございましたように、平成27年度は関係者の努力もありまして、市内の犯罪認知件数は前年度に比べて232件減少し、799件と、初めて4桁を割り込みました。

警察による重点パトロールの実施や地域での活動、防犯カメラの設置など、市の施策の充実などによる成果であり、行政は政策そのものである、やる気になればできるんだということを明らかにされたと思います。さらなる施策の充実を求めるものですが、今後の取組についてお伺いをいたします。

最後に、生活道路の整備ですが、ミニ開発によってできた団地などの生活道路は年月の経過とともに大変に傷んでおり、一方、住民の高齢化が進み、補修整備など困難になっております。こうした私道整備について支援策を講じるべきではないかと思っておりますけれども、市の見解をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、公正な市政運営について答弁いたします。

(1) ①から④につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、口利きの定義でございますが、一般的に間に立って紹介や世話をすることとされており、行政に当てはめると、市民などからの要望を受けて、行政に対し、要望、提言、働きかけを行うことであると考えられます。

この口利きによる職員にその職務上の行為をさせるように、またはさせないように不正・違法に働きかけが行われる場合は、大きな問題を引き起こすこととなります。

次に、口利きの記録の現状でございますが、事案ごとに各課等で対応することとなりますが、行政の対応等の記録についての基準はなく、記録の現状や口利き件数の把握はしていません。

また、いかなる不正、違法な要求に対しましても、公正、公平、かつ適切に対応することが行政としての責務とされております。

今回の地方公務員法の一部改正を受けまして、改めまして適切な対応について見詰め直すことが必要と考えますので、記録のあり方につきましても、あわせて検討したいと考えております。

なお、私のもとには、公明党議員団や共産党議員団、また区長の皆様から陳情、要望を受けることがございますが、これはそれぞれの皆様の活動の一環として適正な活動であると考えております。

次に、質問事項2でございますけれども、空き家問題について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市では「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用いたしまして、空き家等の実態調査を実施しております。

調査の進捗状況でございますが、委託調査員による空き家等と思われる建築物の確認作業

を終わりました、およそ480件の該当建築物があったと報告を受けております。

現在、該当建築物のうち、利活用可能と判断される建築物の所有者に対し、意向調査アンケートを実施しているところでございます。

今後は、そのアンケート結果を受けまして、空き家バンク登録物件の取りまとめ作業を行う予定でございます。

また、空き家等の実態調査による建築物の所在、状態等を把握した上で、特別措置法に基づく協議会の設置、さらには対策計画の策定、条例の制定について検討してまいりたいと考えております。

なお、千葉県では「千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会」を設置し、空き家等の課題、施策について検討を行っているところであり、本市も参加しております。「千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会」の本年度の検討課題としましては、「空き家等の実態把握、データベースの整備等」及び「空き家等対策計画の作成について」、2つのテーマについて検討しているところでございます。

本市におきましては、相談窓口の一本化を図ったところでございますが、空き家がもたらす問題を解消するには、防災、衛生、景観等多岐にわたる課題に積極的に応える必要があることから、関係部局等が連携いたしまして、空き家施策に対応できる体制作りに努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、平成25年度から市が行っております主な防犯対策といたしまして、ひったくりなどの街頭犯罪対策として、街頭防犯カメラの運用を行っており、昨年までに計7台、3月からは八街駅北口交差点でも運用を開始する予定となっております。

なお、運用開始以来、警察への捜査協力として24件の情報提供を行っております。

また、施設管理を目的に、今年度、八街駅駐輪場に1台、八街ロータリークラブにもご協力いただき、けやきの森公園に4台、中央公園に2台の防犯カメラを設置してございます。

また、警察などの防犯活動を補完する上でも、防犯カメラは大変重要と考えておりますが、安全・安心の街づくりの中で、自主防犯組織をはじめとする地域の目が犯罪抑止に最も効果的であると考えております。

市では、地域の会合などへ警察官の派遣要請を行い、地域の防犯意識の向上を図るとともに、自主防犯組織結成につきましてもお願いしているところでございます。今年度「夕日丘区坂江防犯パトロール隊」、「大東区ながら防犯隊」の2団体が新たに結成されております。

今後も地域・警察・市が連携した犯罪のない明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、私道の整備支援対策についてでございますが、前回の12月定例会でも答弁いたしましたが、既に認定されている市道であっても、未舗装の道路や側溝などの整備がされていない道路、ひび割れなどが発生し修繕が必要な道路もございます。

このようなことから、市といたしましては、既に認定されている市道を最優先に整備を実

施していくこととしておりますので、現時点では私道の整備支援を行うことにつきましては、難しいものと考えております。

○議長（加藤 弘君）

会議中ですが、昼食のため、休憩します。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○桜田秀雄君

それでは再質問をさせていただきます。

今議会から一般質問、1人50分、10分増えました。長年の私の念願がかなったわけでございますけれども、10時から始まって50分授業、50分やって10分休む、50分やって10分休む、これを繰り返していくと、夕方5時にはぴたっと終わると。会派の持ち時間も含まれていますから、当面はそうならないだろうと思いますけれども、そうしたことで日程をよく見ると、傍聴者の皆さんもこの時間に行くと、あの人の質問が聞ける、そういうことにもなるんだろう。そうすると、傍聴者もこれからどんどん増えていくのではないかと、そんな思いを持っておりますけれども。

それでは、午前中に引き続き再質問をさせていただきます。

先ほど、市長の答弁の中で、平成26年度、市長室での口利き、答弁がありましたけれども、私も議員になりまして8年過ぎましたけれども、市長室にお伺いするというのは本当に数えるほど、なおさらお願い事でお邪魔したという経験は、1件ちょっと覚えているのですけれども、これは八街のイメージキャラクター、これができたときに、政治活動、あるいは商業活動、これには使いませんよということで、それではやはり議員はまちのセールスマンですから、議員にも使わせていただきたいと、こういうことで市長室にお邪魔をいたしました。今、調べてみましたら、平成25年なんですね。大変失礼いたしました。

秘書課長はまめな方ですから、まめに記録をとっておられます。そうしたことを参考にしながら、今回質問しようかなと思ったものですから、これを質問させていただきました。

私たち議員にとりましても、いわゆる口利き問題は、実に悩ましい問題の1つでございませぬ。私が就職をした50年前、この頃は親戚の町会議員さんから「俺が口利きしてやるから、役場で働かないか」と、こう言われました。当時はそういう時代だったんですね。しかし今は住民の意識や社会環境、激変をいたしまして、公職者には高い倫理観、これが求められる、こういう時代でございませぬ。私たち議員は、地域の住民の身近な相談相手といたしまして、時には保育園の入園や、市営住宅の入居、あるいは生活保護など、さまざまな問題で市民の皆さんから相談を受けることがございませぬ。

しかし、こうした問題で担当窓口にバッジを付けた議員が同伴すれば、当然、担当課の職

員はプレッシャーを感じます。ストレスも感じるだろう、このように私は思います。

ですから、私は、今、議員はこうした個人の問題についてはタッチできないんですよ、こういうことを丁寧に説明をし、お断りし、相談する窓口を案内する程度にとどめております。正直なところ、何がよい口利きで、何が悪い口利きなのか、まさに手探り状況の中で対応している、これが本音でございます。

口利き記録公開制度とは、先ほども申し上げましたように、改革派で知られる前片山鳥取県知事、これが2002年、全国に先駆けて始められたもので、議員などの口利きに絡む汚職事件があった県や、あるいは市町村で導入をされるようになっていきます。

片山知事が言うように、よい口利きだったらみんなの前で堂々と言えるはず、また、悪い口利きはこそそとしかできない。よい口利きはどんどん議会でやっていただいて、議会の活性化させましょう。このように述べられておりますけれども、私も同感でございます。

議員の口利きは、全て記録をしていただき、公開することで市民の皆さんに監視をされているという状況が生み出されれば、強引な要求や要望もなくなってまいりますし、甘利事件のような不祥事も起こらない、このように思います。市民に開かれた政治を目指す上で、実に有意義な施策の1つである、このように思います。

もちろん口利きとは、議会の議員だけが対象になるわけではございません。国会議員や、あるいはその秘書、また県会議員、職員及び区長や自治会長など、あるいは市長が個人的に相談を受けて、これを担当課に口利きをする、これも当然含まれます。

仮にこの制度が導入された場合、どのような効果があると思うか、お伺いをいたします。

○総務部長（武井義行君）

今回、地方公務員法の改正があった中で、こういった市の方の条例も整備するわけなんです、今回整備にあたっては議員の皆様方ということではなく、職員のOB、これを対象としたものです。ただ、私がこれまで経験した中で、特に職員からそういったことを、また優位な立場にあることを利用してそれを許可するようにですとか、そういったことはあったことはございませんし、そういった事例も聞いたことはございません。ただ、ほかの団体等において、そういった事例があったのかなと、そういうことで地方公務員法の改正に至ったのかなと思いますけれども、八街市は私の知る限りでは、そういった事例は承知しておりません。

○桜田秀雄君

私は、これは一石四鳥ぐらいの効果が見込める、このように思っておるのです。1つは、悪い口利き、圧力、こういうことは排除できます。例えば、ある市では議員が同居同然の義理の母親に生活保護を受給させて、そして、今、議会から返還しろと、こういう結論が出されて裁判になっている事例がございます。

また、大阪では、橋本市長が率いる維新の会の議員から職員への接触が一番程度が低い、こういうご指摘を受けまして、市議団に対して態度や言動に注意するようという指示を出されました。そして実態を把握するためにアンケート調査を行いました。この中で、業者の

あっせん紹介や、あるいは入札予定価格の強制的聞き込み、保育所入所への依頼、書類の順番の差し替え、また、市の人事にも介入していたと、こういう事例が報告されております。

2点目には、よい口利きは議場で行われるようになり、議会の議論が活性化をしております。

3点目には、開かれた議論をすることで、職員が情報を共有化でき、個人的な対応ではなく、組織的な対応がとれる。このようになってくると思います。

4点目には、市民には議場以外での行政や職員、議員とのやりとりが明らかになり、いわゆる政官癒着、こうした不信感が解消されることにつながる。このように思います。

質問冒頭に甘利問題を渦中のときに、この質問は問題だとはのご意見を紹介させていただきました。私は、甘利問題はグッドタイミング、甘利問題の渦中だからこそ、この問題を通じて有意義な議論ができるのではないかと、このように認識をしております。

口利き登録制のような課題は、平穏な時期に議論することは大変難しい課題だろうと、私は思います。制度を導入いたしました佐倉市、あるいは我孫子市など、他の市町村においても、いわゆる不祥事があったとして、その対処法として口利き記録制度にたどり着いた、そういう実態が数多く見られるわけです。鉄は熱いうちに打てという言葉がありますけれども、まさに今がそうした議論に集中できる絶好の機会ではないか、そのように思うんですが、担当部長はどのように思われますか。

○総務部長（武井義行君）

議員の皆様方は当然地域の方々からの要望を受けて、市の窓口へいらっしゃることはございます。ただ、これはあくまでも地域の方々からの要望という形で市の方にお伝えいただいているという中で、必ずしも、議員の皆さんが来たから優先的にやるとかということでもございませんし、それはほかの状況も考えた中で、公平に優先順位を見た中で対応しております。

ですから、今のご質問に関して優位性というのは、私は何とも申し上げられないのですが、ただ、今回のうちの方で提案しております条例改正につきましては、いろいろと他の事例等から職員のそういったあっせんですとか、そういうことがあった事例があったのかと思います。そういったことから改正ですということですので、これまで事例は私はないと認識をしておりますけれども、それなりの効果というか、抑止というものにはつながっていくのかなと思っています。

○桜田秀雄君

大阪市でのアンケートは先ほど紹介しました。その調査結果を見ていますと、職員の約46パーセントが心理的、あるいは物理的な負担を感じている、このように回答しております。また、違法性の高いもの、これも先ほど紹介しましたが、含まれていたということでございます。

制度がある奈良市、ここでアンケート調査を行いましたけれども、外部からの圧力の介入について、360人の職員のうち72名が「あった」と、このように回答し、131人が再

発防止策を望んでおります。また、議員やOBからの口利きについては、60人が「あった」と回答し、同じく110人の職員の皆さんが再発防止策を講じてほしいと、こう望まれています。アンケート調査の中では、「制度があっても現場で対応するのが職員です。市のトップが毅然した方針を打ち出して、職員を守るんだと、こういう姿勢がないと、現場は適切に対応できない」、このように職員の過半数を超える152人もの職員が回答しています。これは何を意味するかということは、議会や市幹部がなあなあであっては、不当な要求でも後々のしっぺ返しを考えると、危なくてお断りできないと、また、記録に残すこともできないと、こういうことをございます。

市民のためによりよい市政を行うには、やはり議会と市幹部、この間には適度な緊張関係、これがないと私はまずいと、そう思っていますから、飲食を伴う会合には一切出ない、そう決めているわけをございます。

市長が職員のトップとして、職員に公平・公正な職務を遂行するように指導されていると思いますが、この口利き問題について、どのように考え、どのようにご指導をなさっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしましたところをございますけれども、今回の地方公務員法の一部改正を受けまして、改めまして適切な対応につきまして見詰め直すことが必要と考えております。

記録のあり方につきましても、あわせて検討したいというふうに思っております。

口利きの定義につきましては明確ではないと思うんですが、私は、やはり市議会議員をしておりましたので、理にかなったことであれば、市に対する要望、それから提案等々を地域の課題解決のために市民の側に立って行政に働きかけて、市民と行政のつなぎ役として努力してまいりました。これは議員活動の一環として当たり前の活動であるというふうに思っております。市長になった今でも、市民の皆様方からのご要望等には真摯に耳を傾けまして、その解決に努力を重ねているところをございます。

先ほども答弁いたしましたけれども、市長である私のもとには公明党議員団、共産党議員団の、あるいは区長の皆様方から新年度予算に係る、いわゆる政策的な陳情、要望を受けることはあります。しかし、これは議員活動の一環として適正な活動であるというふうに思っておりますし、口利きの問題となるのは、あっせん、仲介役として行政に働きかける等により、その見返りを求めることだというふうに思っております。私は、過去から現在において、政治家としての活動に関して、見返り等々を求めたことも一切ございませぬし、今後もあり得ませぬ。

○桜田秀雄君

私も先ほども申し上げました、本当に何がよい口利きで、悪い口利きなのか、暗中模索であると申し上げました。アンケートは、これから市長も検討するという事なので、細かいことは煮詰めていければいいのかなと思うんですけれども、今、市長が言われたように、そうしたいい意味での口利き、これは私は逆に現役の立場からすれば、そうしたものを記録し

ていただいて、公表してもらった方が、「あの議員はこういうことも取り組んでくれているんだ」、いい意味でね。そういうふうに理解されていく。これは本当に私はありがたいです。ただ、中には悪いこともあると、その辺のすみ分けをきちっとしてやっていくべきではないかと。そういう意味で質問しているのですけれども、大阪市では、職員のアンケート調査に加えて、議員も対象にすると、こう申されまして、大変議会とのあつれきを生んだわけでございます。

私も市長や議員は市民の直接選挙で選ばれて、そして市長は職員と力を合わせて政策を立案し、予算を付けて議会の承認を得る。そして事業を遂行する。また、議会は承認した政策の実行や行政全般を監視し、時には市民にとって必要な政策を立案、議員提案という形でお答えをするというのが二元代表制という制度の中では、やはり、橋本さんの手法、これは間違いであろうと、私も思いますし、議会は議会として考え、対処すべき事柄であると、このように思っております。

ここで不当な介入、発言を正すという意味で、成果というか、私どもの体験でございますけれども、私が議員になりまして1期目、議員協議会という、いわば密室の中で、議員辞職願を書いて出ていけ、あるいは、これは大変な問題になるぞ、さまざまなおどしやいじめを受けました。本当に言葉にあらわせないほどの議会内でのいじめに遭遇したわけです。そんなとき、どうしたら、こうした不条理な問題をなくせるか考えました。思いついたのが、今日あった出来事が明日ありのままに、文字にして、議会だよりにして市民の皆さんにお届けをする、そして市民の皆さんに判断をしていただく、こういうことでもございました。ここに私の議会報告、8年目ですけれども、116回を数え、不条理な発言や言動が激減をいたしました。また、ある議員からは、予想もしていなかったのですけれども、八街の会に書かれるから、たまには質問するか、こういうありがたいお言葉もいただきました。

議会の議員は、市民に監視されているということが理解できるようになると、不条理な発言や言動を慎むようになり、不祥事もなくなっていく、私はこのように確信をしております。

今の学校教育の中で、いじめアンケートがありますけれども、言葉にあらわせない子どもがいる、それを文字にしてあらわすことによって、教職員の皆さんの目にとまる。そういう意味では、1つの参考事例にもなるのではないかと、このように思っています。

選挙で選ばれた議員が議員を恫喝したり、おどすということは、平然と行われている八街議会ですから、職員に対してもないとは申せませんし、過去には職員が大声で恫喝をされていたと、こういう議員もいたよというようなお話を伺っております。

職員の働きやすい環境作りに協力をする、これは議員として当然でありまして、皆さんの声を反面教師として、しっかりと受けとめ、自らを律するにはどうしても職員の皆さんの生の声をお伺いしないとできません。しかし、職員の皆さんが口利きに対し、どんなストレスを感じておられるのか、先ほど申し上げましたように、二元代表制という仕組みの中では、議員や、あるいは議会の方から職員の皆さんがアンケートをとる、これはやはりまずいと私は思います。職員のアンケート調査ができるのは執行部のみでございますけれども、職員を

守るという立場から、ぜひともアンケート調査を実施していただき、それを公表していただきたい。それを参考に私たち議員も自分たちで議会内で、どういうふうに律していくのかということの研究をしてみたいと思うんですが、アンケート調査についてどのようにお考えですか。

○総務部長（武井義行君）

今のお話の内容のアンケートにつきましては、これは議会として要請を受けたのであれば、これは検討したいと思えますけれども、今の段階では考えておりません。

○桜田秀雄君

部長、それは逆じゃないですか。あなた方は職員を守る立場にあるのです。そうでしょう。私たちとは、ある意味での距離があるのです。

ここに書かれていますけれども、言葉はきついですけど、議会の役割は行政を監視する、こういうふうに基本的にはなっているのです。ふざけんなど言うかもしれませんけれども、公式の書物にはそう書いています。

市長、ハインリッヒの法則というのがあります。これは1対29対300、これは労働災害の中で使われている言葉でございますけれども、1つの重大な事故の陰には29の軽いけがが、そして、その陰には300のヒヤリハット、危ないと思ったことがある、こういうものでございますけれども、1つの重大な不祥事、その陰には29の不当な口利きがあり、その陰にはちょっと困ったと思えるような300の口利きがある、このように考えると、行政運営に十分に当てはまるのではないかと、私はこのように思います。

危機管理対策の一環といたしまして、まずは職員がどのように感じているのか、職員を守るトップとして、今、このお話を職員の皆さんも聞いておられることと思います。ぜひ、職員を守るという立場からアンケート調査の実施をしていただき、公表していただきたい、そのように思うんですが、市長はいかがですか。

○市長（北村新司君）

まずは、私、議員の皆さんは、市民の皆様からいろいろな意味で負託された中で市議会議員選挙により選ばれて議員としてなっております。市議会議員の役目というのは、先ほど申し上げましたけれども、八街市の街づくり、あるいは福祉の向上、教育環境の整備、いろいろなことを私ども執行と議員がいろんな議論をした中で街づくりをする、それが議会の場であろうかと思っています。そういうことを熱心にしっかりと行った中で、八街市がさらに活性化し、市民の皆様方の福祉、市民サービスが向上するというふうに思っております。

日頃、議員の皆様方は、市民からいろいろな要望等々を聞いた中で、じゃあ、今度はこういった施策にしようということで、それぞれが立案、あるいはいろんなことを執行部に提案するということであろうかと思っています。

議員の役目は、市民の願い、あるいは八街市全体の活性化、そして福祉、教育、先ほども申し上げましたけれども、そのことを行う議会、議員であろうかと思っています。すなわち八街市民がどうしたら幸せなのかということ、この議会の場でいろんな意見を持ち合っ

て、執行の考え方に対して議員はこうであるという提案、あるいは逆に議員の皆様方から、こうした方が街づくりはよくなる、市民の暮らしはよくなるというご提案をいただいた中で、私どもも、それに沿った中での予算措置、あるいは施策等々を考えております。その積み重ねが八街市の歴史でありますし、まだまだ先般、住民調査で意識調査の中で、丸山議員のときに申し上げましたところでございますけれども、たくさん要望が出ております。そうしたことをもとにしながら、私どもも政策を展開しているところでございます。八街市住民意向調査、第一位が道路体系整備、第二位が移動を支える公共交通の充実、同じく第二位が生活環境の整備、第四位が交通安全の推進、第五位が榎戸駅周辺の市街地整備、第六位が八街駅中心市街地整備、第七位が地域医療環境の整備、第八位が防犯施策の充実、第九位が秩序ある土地利用、第十位が子どもの教育の充実、第十一位がまちの活力を産む商業の振興、第十二位が消防・救急体制の充実、第十三位が生きがいに満ちた高齢者福祉の充実、こうした市民の皆様方の意向調査等々を参考にしながら、施策展開を。

○桜田秀雄君

アンケート調査をやるかどうかを聞いているんですよ。

○市長（北村新司君）

私は、今、考えを言っているのです。八街市の街づくりは議会と執行が一体となって、みんなで力を合わせて、県政にお願いする場合は八街市選出の山本県議にお願いして、みんなが八街市民の暮らしをよくしましょうということで努力しているというふうに思っております。

○桜田秀雄君

そんなことを議会の議員は百も承知ですよ。時間がないですから、的確に、さっき議長も言ったじゃないですか、的確に捉えて、的確に答弁しなさいと、そのようにやってくださいよ、時間がないですから。

行政にとって、市長、みんな一生懸命やってきて、一番イメージダウンなのは何だと思えますか。不祥事でしょう、汚職とか、そうした。私はそういうことが起こらないように、1つのルールを作っていたらどうだと、こういうお話を申し上げているのです。

これから、今、法律も変わったので検討するというところでございますけれども、今後も積極的な議論をしていきたいと、このように思います。

次に、空き家問題なんですけど、先ほど空き家問題、480件、このようにご答弁がございました。国の統計による空き家とは、一戸建て、あるいは集合住宅、こうしたところの空き部屋も含まれますし、いわゆる不動産業界で言う空き家情動的なものでございますが、今、社会問題となっている空き家、これについてはやはり異なるのだろうと、私は思っています。

この統計の中には、集合住宅についてはそれぞれのオーナーがおりまして管理をしておりますけれども、集合住宅についても含まれているのですか。

○建設部長（河野政弘君）

平成25年に国の方で住宅土地統計調査、その辺をやっております。これは平成22年度

の国勢調査を受けた結果でありますけれども、先般、林政男議員の中でお答えした3千600件、八街市にはあるということでお答えしましたが、それは世帯というか、例えばアパートの中の1部屋が空いていると、それも空き家というようなイメージで捉えていたようでございます。全数調査ではなくて、抽出調査ですので、それを推計して八街市で3千600件というふうになっております。

ただ、1部屋だけのものについては、今回の空き家には考えておりません。もし全部空いていて空き家になっているというものについては含まれております。

○桜田秀雄君

空家等対策については、400を超える地方自治体で制定をされておまして、八街市でもご案内のように平成25年12月議会で私の方から八街市議会としては初めて議員提案という形で条例を提案させていただきました。結果的には時期が早い、時期尚早だということで実現はしませんでした。国はこうした地方の取組を見て、空家等対策特別措置法、これを制定、平成27年5月26日から施行されているわけでございます。

特別措置法は、付近の生活に悪影響を与える空き家を特定空家等として特定空家対策を基本にして作られた法律でございまして、同時に、市町村に対して計画的な空き家の解消を行うように、空家対策計画、あるいは空家等対策協議会、これを作るように求めております。さきの県議会の中で、千葉県では約3分の1の自治体が今検討していると。また、冒頭の答弁の中でも八街市も協議会を作るんだと、検討していると、こういう答弁でございましたけれども、この協議会は、本当に内容がいっぱいありまして、大変な仕事だと思っております。そうした意味で、空き家に関する検討とか、空き家対策計画の作成、あるいは、特定空き家を認定する、こういう仕事も入ってきますので、それについて構成をどのように今の段階で考えているかをお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

協議会の構成ということだと思いますけれども、当然、この辺につきましても、法律的なものはかなり絡んでまいりますので、例えば弁護士の方ですとか、建物が絡みますので、宅地建物との関係、あるいは、当然、県、警察等、それと市の中でも部局関係、ただ、そういう危険なものではなくて、また有効利用というようなことも含みますので、全市的な方向から取り組むと、そういう構成メンバーになろうかと思っております。

○桜田秀雄君

特定空家、これらの火災による残存家屋、八街に点在していますね。これらは当然特定家屋になるのかなと思いますけれども、今、八街市は火災による残存家屋、何件放置されているか、わかりますか。

○建設部長（河野政弘君）

申し訳ありませんが、まだ取りまとめ中ということもございまして、その件数については私は把握しておりません。

○桜田秀雄君

特定空家について、ガイドラインでは第三者がチェックすべきだと、このように述べられていますけれども、どのような手順でなされていくのか、今の段階でわかれば。

○建設部長（河野政弘君）

現在行っております調査の中では、業者の中の土地家屋調査、その辺の資格がある担当とか、そういうことを条件にもしてございます。それと、今後、特定空家に指定するということは、かなり個人の財産に対しての規制というか、制限がかかりますので、そういう中で、ただいま申し上げました協議会、そういう中での議論を踏まえた中で指定ということになるかと思えます。

○桜田秀雄君

特定空家の解消、これについて市民の皆さんから、よく無償でも構わないので引き取ってもらえるような制度、こういう制度をつくってもらえないかという話もありますけれども、それについては、どのように考えていますか。

○建設部長（河野政弘君）

その辺については現在一切検討していないという状況でございます。

○桜田秀雄君

もう市長の答弁が長いから、時間がなくなっちゃったのですが、次にも市長を称える意味で問題を予定していたのですが、時間が本当になくなってしまいました。

防犯対策については、いろいろな議員から質問されておりますので、私は1点だけお伺いをしたいと思います。先ほど、市長答弁の中にありましたけれども、大東区でもようやくながら防犯パトロールと、これは八街で初めて「ながら」という防犯対策ができました。これは大変ありがたいのですけれども、やはり、防犯のチョッキ、これが大東区という名前が入りまして、よその地域もみんなそうなんですよ。当然名前が入りますよね。これで街なかを歩いたり、スーパーに入ったり、あるいは、他の地域に行くということは、なかなか難しいのだろうと。そういう意味で、私は一番お金がかからなくてできる防犯対策、これはながら防犯対策だと思うのですけれども、急いで答弁してください。今、防災課が配っている帽子、これは単価幾らですか。

○総務部長（武井義行君）

すみません。正確な単価はちょっと今はあれですけど、概ね500円程度だということでございます。

○桜田秀雄君

前、担当課に聞いたら350円程度だという話をしていました。350円だと、1千人分でも35万円ぐらいでできますよね。帽子だったらどこへでも行けるんですよ。市長もご存じのように、私は、公式の行事以外は全て毎日、日常活動、それで生活しています。八街の1千人の皆さんが、ただあの帽子をかぶっただけで日常活動を送っていただければ、これほど防犯活動の役に立つことはないのではないかと、このように思うんです。ぜひ、これはネットワーク化をしていただきたい。八街の区に入っている人は50パーセントを割っていま

す。50パーセントです。区に入っている人も入っていない人も誰でも参加できる、こうしたネットワーク組織を検討していただきたい、このように思うんですが、いかがですか。

○総務部長（武井義行君）

できるだけ、そういったことで検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤 弘君）

議会運営の申し合わせによる持ち時間は終了しましたが、答弁を引き続きお願いします。答弁のみです。

○総務部長（武井義行君）

ただいま申し上げましたとおり、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤 弘君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、国保問題についてお伺いいたします。

払える国保にということでお伺いするのですが、4月からの国保税増額1億3千万円、一人あたり6千83円引き上げられましたけれど、これによって収納率への影響はどのように見ているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年4月1日から施行する国民健康保険税の保険税率等の改正は、所得割と均等割の引き上げ、平等割の引き下げ、資産割額の廃止という内容になっております。

そのため、保険税負担が増える方もいれば減る方もいると言うが、従来の税率等改正と大きく異なるところでございます。

なお、参考までに、過去の保険税率等改正における収納率への影響を申し上げますと、平成9年度改正時は2.48パーセントの低下、平成16年度改正時は1.83パーセント低下しております。

○京増藤江君

今回の引き上げによってどうなるかということは、今、市長はお答えにならなかったわけですが、やはり、この間、国保税引き上げによって収納率が下がってきたと、そういう答弁でございました。この引き上げによって、また収納率が下がっていくということは、前も答弁からもございました。

この間、高齢化や消費税増税、物価高、収入減で、市民の暮らしが大変苦しい中でも、収納率が上向いておりました。市民の暮らしを応援しなければならないこの時期に引き上げをして収納率を下げってしまうということは、市民の努力に水を差すものだと私は思います。

そして、新年度予算において、保険税収納額は見込額の56パーセント、6千800万円でございます。前年度の見込額と比較しますと、値上げしたにもかかわらず、約2千200

万円の増加にすぎません。やはり、引き上げに無理があったとしか思えません。

収入が減る中で国保税を引き上げた上に収納率を上げようとするれば、徴収強化しかありません。健康と命を守るという国保の役割を果たすために引き上げはすべきではありませんでした。

一般会計からの制度外繰り入れによって国保財政を改善しながら、長期計画の中で国保税引き下げを目指していただきたいのですけれど、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。一般会計からの法定外繰り入れの件でございますが、一般会計から法定外で繰り入れるということは、被保険者でない方、要するに国保加入者でない方からの税金も投入することとなります。国保加入者でない方からの税金を含めて法的な根拠がなく国保に導入することとなりますので、これは慎重に行わざるを得ないと考えております。

また、一方で、一般会計の方でも国保の累計赤字分を全て賄うだけの余裕がないという現状がありますので、長期的、計画的に繰り入れするということが大変難しい状況にあると考えております。

○京増藤江君

国保の役割は市民の命と健康を守っていく、これが大きな役割です。また、国保だけではなく、公共下水にしても、教育にしても、子どもさんがいない家庭もあれば、公共下水に関係していないご家庭もあります。ですから、市民の皆さんが必要としているところどころに市の収入を持っていく、これは当然のことだと思います。

今、一般会計からの繰り入れも財政上大変厳しいという、これはよくわかっております。しかし、引き上げたならば、引き上げて収納率が悪くなれば、収入が増えないわけでしょう。市民の暮らしがさらに大変になるというわけですから、この引き上げをせずに、当面、一般会計から繰り入れていく、いつまでも入れていくわけには、今の財政からは私もいかないと思います。ですから、1つには国からの補助金をしっかりと増やしてもらい、そういう方向も以前から市長会でも言っておられました、市長会へも。この間、私たち日本共産党は国からの繰り入れ、補助金を増やすようにということを要望してまいりました。そして、市長会でも要望しているという答弁がございましたけれど、国はどのように答えているのか、お伺いします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

国庫負担金の件だと思いますが、全国市長会なり、さまざまな団体の方から国に要望はしておりますが、今のところ、具体的にそれをどう引き上げるかという結論は出ていない状況であります。

○京増藤江君

市長会で国保への補助金、国庫負担金を増やしてほしいと自治体が要望しているにもかかわらず、国が国民の命、健康をないがしろにしていく、そういうことは本当に許されません。まして、消費税を導入するときから、また、3パーセントから5パーセントに引き上げたと

きも、5パーセントから8パーセントに引き上げたときも「社会保障に使います」、こう言ってきたんですよ。それなのになぜ国庫負担を増やさないのか。こういうことでしっかりと国にどのように言ったのか、私は理解に苦しみますけれど、市長会では一生懸命要望されてきた。それでも国は誠意を示してこない、これでは私は国の国民への健康、命を保障していく、そういう役割を果たしていないと思います。引き続き市長会ではしっかりと要望していただきたいと思います。

次に、子どもの均等割についてなんですけれど、収入がない子どもに均等割を課している状況は、私は本当に酷だと思えます。まして、子どもの人数が多いご家庭ほど負担が大きくなっていく。私は、こういう点では、高校生以下の人への均等割は撤廃すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は、保険税等の収入に応じて保険給付費等の支出を抑制することができないため、支出に応じた収入を確保する必要がございます。

また、受益者負担という観点から、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うのが原則でございます。

保険税の課税は、4方式、3方式、2方式から選択することができますが、いずれの方式であっても所得割と均等割については、課税することとなり、一部の被保険者を対象から除外することはできませんのでご理解を願います。

○京増藤江君

国の制度ですから、国がこれを変えていかないと、これは撤廃はできないだろうなと思えます。

それで、先ほど国保は受益者負担なんだという答弁がございましたけれど、受益者負担というならば、やはり、負担ができる国保税額でなければならないと思うんです。ところが先ほどから国庫負担が少ないと私は申し上げておりますけれど、それを言うならば、国庫負担は減らすべきではなかった。以前の半分にも減らしておいて、さらに受益者負担といって国民を苦しめることは本当にやめなければならない、やめてもらわなければならないと思えます。

この均等割については、今すぐ撤廃はできないとしても、均等割を軽減するという点については、市でできると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この均等割、八街で言えば、世帯別平等割とそれから被保険者均等割、この2種類を応益割というのですが、その応益割については、既に今現在低所得者については軽減措置、7割、5割、2割の軽減措置がされておりますので、そちらで対応したいと考えております。

○京増藤江君

軽減はされているのですけれど、それでもやはり払えない世帯が多いわけです。滞納世帯

が多いわけですから、せめて収入がない、子どもがいるご家庭は、子どもの均等割については軽減を検討していく必要があるのではないかと思います。

収入が増えている中で、だんだんと収納率が上がっている状況ならいいんですけど、そうではないわけですから、まして、今回、引き上げによって暮らしがさらに大変になってしまふということが見えるわけですから、今後、そういうことを私は検討が必要だと思うんですけど、市長、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げて大変恐縮でございますけれども、このことにつきましては、先ほど申し上げましたけど、保険税の課税は4方式、3方式、2方式から選択することができますが、いずれの方式であっても所得割と均等割について課税することとなり、一部の被保険者を対象から除外することはできませんので、ご理解願いたいと思います。

また、あわせて、議員から要望しております市長会でも、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、そして、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するというので、市長会、全国市長会でも決議しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○京増藤江君

本当に今、市長の答弁があったとおりでと思うんです。所得が低い世帯が多い、そういう市町村に対しては特段の支援が必要だと。そして、このような要望が出されたときに、やはり国はきちんと国民の命、健康を守る、そういう姿勢を示してもらいたいと、本当に切に思います。

次に、減免制度についてなんですけれど、一時的に所得が減った場合には減免制度が利用できるとなっているのですが、国保の軽減制度を利用しても国保税を払い切れない低所得世帯が利用できる制度とはなっておりません。

利用しやすくしていく必要があると思うんですけど、低所得世帯が利用できるそういう減免制度に早急にしていきたいということは一貫して要望しておりますけれど、国保税が引き上げられたことによって、さらに暮らしが大変になりますから、減免制度をしっかりと早く利用しやすいものにすべきと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保険税負担を軽減する対策の1つとして、八街市国民健康保険税条例及び八街市国民健康保険税減免要綱にのっとり、災害に遭われた方などに対する減免制度がありますが、この減免制度の適用にあたりましては、納税者個々の生活実態や分割納付ができないかどうかを確認した上で判断することとなります。

したがって、納付が困難な場合は、まず納税相談に来庁いただいた上で、丁寧に、そ

してなおかつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

丁寧に適切に親切に対応してくださっているは思うんですけど、しかし、減免制度は本当に利用しづらいという点では、所得が低い世帯に対し変えていく、そういうことを要望しておきたいと思います。

次に、全ての世帯に正規の国保証発行というところで、まず、1番目に、所得未申告世帯についてお伺いします。

本来なら均等割、平等割が軽減されるべき世帯が所得の未申告によって軽減措置を受けられない状況があってはなりません。納付書を送付する際に、申告によって軽減措置の対象になる状況などをお知らせしてはどうかと思います。

例えば、年収や年齢、家族の人数などの例を示して、申告書も同封してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

申告を促す目的と扶養関係の調査を目的として、毎年9月頃に課税課から未申告者へ、はがきによる通知を送付しております。また、納税相談等において、低所得の未申告世帯であることが判明した場合は、住民税申告をさせ、保険税の軽減が受けられるよう対応しているところでございます。

○京増藤江君

未申告なんだけれど、申告をすれば、これは軽減を受けられるというような、そういう世帯がどのぐらいあるのかつかんでいるかどうか、お伺いします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

お答えいたします。申告をすれば軽減が受けられるかどうかという世帯というのは把握しておりませんが、滞納世帯のうち未申告世帯というのは、平成27年5月31日現在で620世帯ございます。

○京増藤江君

これはもう以前からそのぐらいあるということでは答弁をいただいておりますけれど、軽減の制度があるということを知っておられない世帯が高い国保税に苦しんでおられるとしたら、本当に大きな問題だと思いますので、減免制度が受けられるかもしれない、こういうことについては、私はしっかりと研究をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、保険証の滞留についてなんですけれど、滞留の原因及び滞留から資格証明書に移行する世帯はどのぐらいあるのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保険税が滞納となっている原因は、世帯によってさまざまであるため、その状況により短期被保険者証や資格証明書を交付しているところでございますが、保険税の納付が滞った際、

即時に資格証明書を交付するのではなく、納税相談通知の送付や短期被保険者証の交付により、滞納者と接触の機会を設け、納税者の事情を把握できるように努めております。

資格証明書の交付に係る運用については、「国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等交付要綱」を定め、病気やけがにて5日以上入院したときや、これに相当する場合は特別な事情にあたるとして、資格証明書を解除することとしております。

その一方で、資格証明書の交付措置に関する予告通知書を送付したにもかかわらず納税相談や納付が全くない悪質な納税者107世帯に対しては、10月1日付けで資格証明書への切り替えを行いました。

なお、12月1日現在の交付状況でございますが、資格証明書259世帯のうち、居所不明による郵便物返戻が9世帯となっております。また、短期被保険者証1千729世帯のうち、納税相談や納付のない未更新が250世帯、窓口に取り取りに来ない未受領が46世帯、居所不明による郵便物返戻が9世帯となっております。

○京増藤江君

107世帯に10月に資格証明書に切り替えたというご答弁だったと思うんですけど、この世帯は相談にも見えなかったということなんですが、具体的にご家庭を訪問したりして、ちゃんと1世帯1世帯対応されたのかどうか、お伺いします。

○国保年金課長（石川孝夫君）

この方たちにつきましては、納税を促す納税相談に来るよという案内の通知、そういうものを出しても一切無視をされているという状況でございます、特に資格書交付にあたって家庭訪問ということはしてございません。滞納整理ということではなくて、資格書交付にあたっての家庭訪問ということは特にはしてございません。

○京増藤江君

相談に来なかったと、いくら督促をしても相談に来られなかったと。ここの問題だと思うんです。幾らかでも払える、そういう方たち、また、来れば本当に皆さん親切に対応してくれるわけなんですけれど、もう自分が払えなくて、どうしたらいいかわからない方たちは、督促がいっぱいで、たくさんのこれだけ払いなさいという額を示されたならば、来れないと思うんです。この107世帯が本当にどういう世帯なのか、1世帯1世帯、私はこれをつかんでいかなければ、市民の命、健康を守れないと思いますよ。これを悪質と見ていいのか、ここは問題だと思うんです。

やはり、八街市の市民の皆さんの所得は、全国平均と比べても5万円以上も低い、こういうふうになっているわけですから、国保税が収入に比べて高いと払えないわけです。それがたまりにたまって延滞金も付いていけば、それが督促状の中に入っていれば、来れない。もう健康がどうでもいいみたいな、そういうことを考えざるを得ない、そういうところにまで追い込まれる場合がある。ですから、私は、この資格証明書に切り替えるときには、1世帯1世帯、きちんと話をしていく、それが必要だと思います。そのために徴収の方たちも、私はそこに力を入れていただきたい、そう思うんですけど、今後の方向についていかがでし

ようか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

資格書に該当する方たちにつきましては、まず納税相談に来ていただきたいと。納税相談にも役所に足が向けられなくて来るのが嫌だという世帯については、逆にこちらから家庭訪問をする方が嫌なんじゃないでしょうか。逆だと思いますが、私は。まず、納税相談に来ていただいて、納められない状況があるのであれば、それを言うだけであれば、そこから軽減なり、あるいは猶予なり、あるいはいろいろな減免なりという、そこでそういう話に発展していくのではないかと思います。

家庭訪問というのは、納税相談に来たときの実情を確認することが必要だと思えば、市の方から家庭訪問をすることはあっても、逆にいきなり滞納しているからといって、家庭訪問をするということは、今のところ考えておりません。資格書交付にあたって家庭訪問をするということは考えておりません。

○京増藤江君

訪問されたら嫌だとか、そういうのはやってみなきゃわからないわけです。いかにして資格証明書を発行しないか、私はこの方向が必要だと思うんです。

それから、次に移りますけれど。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時25分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○京増藤江君

それでは、次に、資格証明書発行停止についてです。

資格証明書を発行された世帯の受診率とその保険給付費は、どのぐらいなのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年度末において、被保険者資格証明書を発行している世帯は217世帯、被保険者数は321人です。

また、平成26年度中に資格証明書を提示して医療機関を受診した件数は29件です。受診率は9パーセント程度となります。なお、その費用額の合計は26万7千310円となっており、1件あたりの費用額は9千218円となっています。

資格証明書の発行につきましては、国民健康保険法第9条に規定されているところであり、保険税を滞りなく納付されている方との公平性の確保を図り、国民健康保険の健全財政を維持していくためにも必要であると考えております。

○京増藤江君

国保税を払っておられる方との公平性ということをたびたびおっしゃるのですが、本当に払いたくても払えない、こういう状況をどう見るかということだと思います。やはり、命に関わる、そういう税金、一般的には払いたくない方はおられないと思います。

それで、今、資格証明書を提示しての受診率9パーセント程度だというお答えでした。それで、正規の保険証、または短期保険証での受診率は84.2.85パーセント、資格証明書保持者の93倍以上なんです。ですから、いかに資格証明書では病院にかかれないか、本当にもう人道的な問題じゃないですか。こういう資格証明書、病院にかかれない証明書、国保税を払えないからといって、これを放置していいのかどうか、これが八街市の方向なのか、私はこれが今問われていると思うんです。

本市は、平成16年に健康安全都市宣言をしています。また、八街市総合計画2015の「三の街、めざします！健康と思いやりにあふれる街 生涯にわたる健康づくり」の中では、市民の健康管理の支援と保健サービスの充実を図り、健康安全都市宣言の充実に努める、こういう基本政策の方向を示しています。宣言を行ってから10年以上経過する中で、先ほども答弁がありましたように、217世帯、321名に資格証明書を発行している、このことは八街市の宣言に逆行していませんか。この点について、どうでしょうか。

また、資格証明書発行世帯の所得状況は一体どうなのか、この2点について市長に伺います。市長です。市長にお聞きしています。

○国保年金課長（石川孝夫君）

資格証明書の交付の趣旨でございますが、これは何も罰則という意味ではなくて、滞納者の接触の機会を確保すること、そして、納付の意思や生活状況を確認すること、これによって分割納付等の相談、あるいは福祉制度等の提案、個々の事情に応じた、よりきめ細かな対応が可能となるものでございまして、これによって納付につながる場合もあると考えております。

ただいま市長が答弁したように、滞納していない方との公平性の確保や、国保制度の維持のためにも交付は欠かせないものと考えております。

また、資格証明書の交付については、国民健康保険法にも定められておりまして、一定の条件で納付をしない者については被保険者証の返還を求めなければならないように規定されております。

なお、資格書世帯の所得状況でございますが、平成26年度末における資格書世帯210世帯あるのですが、これのうち未申告世帯、これは所得なしの世帯も含まれますが、131世帯、100万円以下が27世帯、200万円以下が29世帯、300万円以下が19世帯、400万円以下が2世帯、500万円以下が2世帯、500万円を超える世帯はありません。

なお、所得状況でございますが、これは平成26年度において資格書を交付した世帯について、平成27年7月、今年の7月現在での所得状況でございますので、平成26年度当時に資格書を交付した時点での所得よりも、今年の7月現在ですと、所得が変わっている方

も多いので、当時は所得がもっと高かった人もいる可能性はございますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○京増藤江君

ただいまの答弁にあったように、接触の機会のために資格証明書を発行しているんだと、そういう答弁ですけど、接触せずに出しているじゃないですか。家庭訪問をしていないんでしょう。ただ待っているだけでしょう、相談に来るのを。接触なんかしていないじゃないですか。

それから、これは国の制度、先ほども申し上げましたけれど、消費税は社会保障のために使うと言いながら、政府は社会保障にはほとんど使っていない。国民から集めた消費税の大部分は大企業の減税のために使ってきた。だから社会保障は充実できないでおります。そういうふう言いながらですよ、社会保障に使わないでおきながら、国保もそのように払えない方には資格証明書を出すように、そういう政策ですから、本当に国民はたまりません。

それから、5割以上の方々が未申告も含めて所得が100万円以下の方々が資格証明書になっている、収入が少ない方々が資格証明書を発行されている、本当に命に関わる、人道に関わる大変な問題ですよ。

市長、これから命を守っていく、また、健康都市宣言の八街にして実行していくためには、私は資格証明書を発行していかない、そういう方向作りが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほど担当課長が申し上げましたけれども、資格証明書の交付の趣旨の1つとして、滞納者と接触の機会を確保しながら、納付の意思や生活の状況を確認することで、分割納付等の相談など、個々の事情に応じてきめ細かな対応が可能となり、納付につなげていくことがあるものと考えております。

なお、高校生世代以下の方につきましては、有効期間を6カ月とする短期保険証を交付していますとともに、資格証明書の交付者に対しましては、定期的に納税者相談通知の送付を行うとともに、新たに特別な事情が生じていないかなど、納税者の状況の把握に引き続き努めてまいります。

そして、改めまして、先般の市長会におきましても、特に低所得者層に対する負担軽減策の拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するという一方で、千葉県市長会、全国市長会で決議しておりますので、そういう意味でも私も頑張りたいと思っております。

○京増藤江君

納税者の把握、そして所得が低い方々への対応をしっかりと国に実際に実施するということでは、さらなる努力をお願いしておきたいと思っております。

次に、時間がありませんので、子育て支援についてお伺いします。

まずは（２）番目の生活困窮者自立支援事業についてなんですが、子ども・若者支援への取組についてです。

この事業の中で就労支援は必要と思うんですけど、今後、経済的に子育て困難な家庭への子ども食堂や学習支援などの支援が、八街市においては必要と思うんですけど、今後の取組はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成２７年４月に施行された生活困窮者自立支援法は、就労その他の自立に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う「自立相談支援事業」、住居を喪失するおそれのある離職者に家賃相当額を最長９カ月間支給する「住居確保給付金」の２つが必須事業に定められ、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習の援助を行う事業などが任意事業として定められています。

また、「生活困窮者」とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」と定められており、本市における平成２７年４月から平成２８年１月までの相談件数は２１２件であり、うち３０歳までの方からの相談件数は５０件、全体の２３パーセントとなっております。

本事業につきましても、今後広く相談に応じ、関係する相談窓口等と連携を図りながら、問題の解決に向けて支援に努めるとともに、任意事業につきましては、どのような施策が必要か、相談内容等から検討してまいりたいと考えています。

○京増藤江君

今、八街市では、先ほども申し上げましたけれど、就労支援がとても大切、また、子どもたちへの、若者たちへの本当に支援が求められていると思います。

午前中の質問の中でも、やはり、不登校の問題が出されました。学校の先生方も本当に努力されている中で、勉強がよくわかるようにと、そういう事業を大変大切にしていけると、そういう答弁がありました。

しかし、経済的に大変なご家庭がなかなか子育てにも十分な力を発揮できない、そういう点では、行政がいかに支援をしていくかということが、今、必要だと思うんです。ですから、学習支援、子ども食堂なども早急に考えていただきまして、先生方を外から応援していく、そういうことをしていただきたいと思います。

そういう状況で頑張っていくという、そういう答弁だったと思うんですけど、ぜひ、これは早くやっていただきたいと思いますが、いつ頃から話し合いをしていったり、計画するのででしょうか。

○市民部長（石川良道君）

子どもの貧困解消に向けた取組につきましては、生活困窮者自立支援事業の任意事業であります学習支援事業、こちらを実施できないかというふうなところから、社会福祉協議会のご協力を得ながら検討してきているところでございます。

その中では、子どもが困窮者の子どもということで、子どものプライバシー保護の問題、それから、当然お金に絡む話でございますので、コーディネーターの確保の問題、そういったこともあって、状況としては厳しいという状況がございます。

もう一方、ひとり親家庭の貧困対策として、国の方でも平成27年度の補正予算の中で地域子どもの未来応援交付金というふうなものの中で交付事業を行っているというような状況がございます。

その中では、地域の企業とか、あるいはNPO法人、自治会等との連携をした形での生活支援、学習支援、そういった事業も行えるようなメニューになっているようでございます。

そうした中で、生活困窮者自立支援の対象になりそうなお子さんだけでなく、ひとり親家庭ということになると、かなり対象が広がってまいります。そういう中で、新たな課題と言いますか、その点につきまして、関係者のいろいろなご意見等もあろうかと思っておりますので、今後は社会福祉協議会だけでなく、市側も、そういった話し合いの場なり、あるいはアンケートを行うとか、そういった形で課題の整理、交通整理をしていきたいなというふうに考えております。

○京増藤江君

生活困窮者の中にはひとり親家庭、特に母子世帯では生活が困窮しているという点もありますので、全国でも展開している運動の中では、事業の中では、生活困窮だけに限っては、なかなか子どもたちも来づらいという点もありますから、本当に研究が必要とは思いますが、ぜひ、これは取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、道路問題なんですが、安全及び段差解消対策についてのまず危険な道路の解消についてです。

事故多発道路への対策強化が必要でございます。道路整備については、地区からの要望は平成25年度には244件、平成26年度193件あったと、平成27年3月議会では答弁がありました。要望は減ったものの、まだまだ直さなきゃいけないところが多いと思っております。

今回の一般質問でも改善したという回答もあり、これからやっていくという回答もあって、市財政が厳しい中でも市の努力が大変感じられるところがございます。

そこで、伺いますけれど、黎明高校のグラウンド下からスイミングクラブまでの四区1号線の曲がりくねった道路があるのですけれど、根本的な解決はなかなか難しいということですが、住民の皆さんからは、急カーブ、スピードを落とせとか、事故多発スピード落とせなどの路面表示はできるだろう、こういう声があります。また、その道路につながる一区50号線は、狭い道路でありながら、交通量が多いと。地権者の方々も協力すると言っているのにどうなっているのかという声が挙がっておりましたけれど、実施できるということで、本当に皆さんが喜んでおられます。

そういう中では、スピード制限をするなど安全対策を道路拡張する中ではしていただく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の市道四区1号線につきましては、カーブも多く、幅員が狭いことから危険な箇所が多くあることは認識をしております。

しかし、この路線は、道路と水路に段差があり、住宅地との間隔もないことから、解消するためには大規模な整備が必要であることから、多額の費用や関係権利者との調整などにも多くの時間が必要となるため、早急な対応は難しいものと考えております。

市といたしましては、安全に通行できる道路環境の整備として「速度落とせ」や「幅員減少」などの路面表示や看板などを、関係機関と協議いたしまして、設置してまいりたいと考えております。

また、市道一区50号線、三区19号線の道路拡幅事業にあたりましては、安全対策として「停止線」の設置のほかに、「止まれ」の看板設置及び路面表示も計画しており、車の速度抑制につながるよう配慮してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

よろしくお願いたします。

それから、路面表示について、消えかかっている場所が大変多いということで「交通安全に気を付けているのだけど、どこで止まったらいいかわからない、雨の日なんかは特にそうだ」という声が挙がっております。ぜひ、路面表示もはっきりと、いろいろな地域できちんとやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

外側線やセンターラインなどの路面表示につきましては、職員によるパトロール、各区長さんからの要望等により状況は把握しております。

今年度も市道210号線、114号線の交差点や沖分校周辺の交差点、市道204号線と五区1号線の交差点などの路面表示の引き直しを実施いたしました。

また、市道102号線に「交差点あり」や市道115号線に「速度落とせ」を佐倉警察署と協議し、新規に道路表示をしております。

なお、横断歩道や停止線などの交通規制表示につきましては、佐倉警察署を通じまして県・公安委員会に路面表示の引き直しや新設などを要望しているところでございます。

今後も財政状況を引き続き見極めながら、予算確保に努め、道路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひ、よろしくお願いたします。

次、最後になりますけれど、段差の解消についてでございます。

道路補修後に段差ができて、周辺の方々から苦情が出ております。八街市全域の段差解消計画が必要だと思います。また、文違ニュータウンから朝日十字路に向かう道路の段差については、財政が厳しい中、最初の計画以上に昨年改修していただきました。周辺の方々が大変

喜んでおられます。予算がないということで、どうなるかと思っておりましたけれど、これは市の方の努力が本当にあったなと思います。

さらに、朝日十字路周辺からも要望が出ておりますので、これについてはいかがか。また、二区の調整池から元お稲荷さん周辺の住宅地は排水工事中で、仕方がないとは思いますが、現在、パッチワークのつぎはぎ状態です。この道路をはじめ、どの地域においても工事終了時に段差がないよう整備を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の朝日十字路周辺につきましては、今後、補修工事も含め対応を検討してまいりたいと考えております。

また、二区調整池から市道三区38号線につきましては、今年度、水道管の布設替えや側溝の入れ替え工事を実施したところであります。なお、現在は仮復旧の状態であり、近隣住民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしておりますが、今年度中に本復旧工事を実施する予定であることから、段差はなくなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○京増藤江君

ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから、工事終了時にきちんと段差ができないようにしておかなければならないと思うんです。そうしないと、二度手間になってしまう、予算も余分にかかってしまうということがあるのですが、工事の際に、車の交通量などが多いと、きちんと最初はやってあっても、段差ができるというようなこともあるのですが、段差ができないような、そういうやり方というのは実施されているのかどうか、伺います。

○建設部長（河野政弘君）

歩道の復旧後の段差ということでございますけれども、工事を行う際、どうしても一旦の仮復旧というような状態で段差ができてしまうとした中で、掘削した箇所と現地盤との段差が生じてしまいます。工事後すぐに本復旧ということもありますけれども、それをしますと、路盤の沈下ですとか、そういうことも後になって起こってくる場合がございます。そうした中で本復旧との期間が少ないと、現地盤との段差がすぐにできて、逆にクラック等の原因となってしまうということでございまして、掘削箇所が落ちつくまでの回復期間ということで必要となります。

今後、仮復旧、あるいは本復旧の方法なども検討いたしまして、段差が少しでもなくなるような施工ということで検討してまいろうと思っております。

○京増藤江君

住民の皆様が段差で家の構造がちょっとおかしくなってしまったとか、そういうことがないように、ぜひ、これからもさらなる努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延でございます。

北村新司八街市長様をはじめ、八街市行政当局の皆様には日頃から八街市政にご尽力いただいていることに敬意をあらわすとともに感謝申し上げます。

それでは、早速、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

八街市の人口は、平成16年2月の7万7千770人をピークに年々減少傾向を示し、平成27年3月時点で7万3千220人と、少子高齢化、人口減少社会の本格化に直面しています。

また、日本国内全般に、いわゆる社会的、経済的な格差が広がり、共働き世帯が増えた中で、育児や介護といった家族間の営みと地域との関わりがうまく持ちにくくなってきています。

このような状況の中でも、地域コミュニティにおいては、地域活動の担い手が高齢化、また固定化し、その後を引き継ぐべき現役世代の仕事や子育てに係る負担が増加傾向にあることから、地域活動に参加することへの負担感、多忙感、また、個人生活を優先する意識の高まりと相まって、地域社会の関わりやつながり、連携が希薄化しています。

そこで、質問事項1、八街市における地域コミュニティ醸成の推進について、どのように具体的に進めていくかという課題意識の中で質問を取り上げてまいります。

要旨の1、八街駅前を地域コミュニティ推進の場に向けて3点伺います。

1番目、八街駅北側は「八街駅北側地区土地区画整理事業」や平成11年12月に「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」等により、まちの玄関口としてふさわしい姿を目指し開発が進められてきました。

しかし、北側は当初計画では商業核施設及び公共核施設用地とされています。現在、公共核施設用地は毎月第二日曜日に開催されているやちまた駅北口市の会場として使用され、そのほかは住宅地と大部分は駐車場となっています。

一方、八街駅南口は平成16年に三代目となる橋上駅舎の供用が開始され、南口商店街をはじめ駅前の各商店街の活性化が図られると期待されていました。時折、新たな飲食店等の出店はあるものの、さまざまな理由で閉店してしまう店舗や、長きにわたりシャッターがおりたまの店舗も目立ちます。

八街市総合計画2015にある「一の街 めざします！便利で快適な街」にある「中心市街地の整備」を踏まえ、八街市の将来像をイメージした駅前開発について、今後の計画はいかがか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅北側地区土地区画整理事業区域内の商業核施設用地につきましては、関係地権者等が主体となり進めていただいております。現在、美容室や学習塾等が営業を行っております。

市といたしましては、情報提供などを行い、駅周辺の商業の中心として、賑わいと活力ある商店街となるようサポートしてまいりたいと考えております。

また、公共核施設用地につきましては、「八街市総合計画2005 第2次基本計画」にも掲載しており、複合的な文化施設等の整備計画の検討としておりましたが、当分の間の実施は困難であることから、暫定的な土地利用として、多目的に使用できる広場として活用することとし、現在のところ、毎月第二日曜日開催のやちまた北口市として活用されています。

今回、策定しました「八街市総合計画2015 前期基本計画」において、中心市街地整備中、公共核施設用地の有効活用として、「八街駅北口にある公共核施設用地については、市の賑わいの創出や魅力ある場所として有効活用できるよう民間の活用も含め、多角的に調査・検討します」としております。

このことから、今後は、総合的な文化施設整備にとらわれず、民間活用も含めた土地の有効活用を多角的に調査・検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街駅北側に今後、飲食店であるとか、企業誘致等の予定であるとか、計画があるのかお伺いをいたします。

○経済環境部長（麻生和敏君）

八街駅北側の飲食店や企業誘致の予定、計画についてでございますが、現時点で事業者等からの相談等は受けておりませんので、現時点での計画はございません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。2015による計画の実施が非常に大変なことでありますので、今後期待していきたいと思います。

2番目として、今度は南口になりますが、さきの質問の答弁の中でもありましたが、ふれあいバスターミナルの移転を含めた八街駅南口の今後の開発計画についてはいかがかお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街駅南口の土地区画整理事業につきましては、平成元年頃、地元住民の方々を対象に勉強会等を実施しておりましたが、区画整理によって現所有地が減少してしまうことに対して、反対者が多数いたことから、事業化に至らなかった経緯がございます。このことから、八街駅南口の整備等行う場合には、さまざまな方法について関係者の方々と慎重に協議する必要があると思われま。

また、駅前の活性化としての整備等の必要性は十分承知しているところでありますが、莫大な事業費が必要な南口開発については、当分の間、困難であると考えております。

○小澤孝延君

さきに、やちまた21市議団で行政視察に訪れました鹿児島鹿屋市にあります柳谷地区、

通称「やねだん」と呼ばれている地区なんです、人口約300人、高齢化率40パーセントを超える小さな集落ではありますが、20年前から地域再生を掲げて、現在の地方創生の先駆けとして取り組んできて、国や県から数多くの賞を受けられている土地柄です。

また、その取組の中で、空き家や空き店舗等の活用で、これは地元の名前、建物の名前をそのままご紹介しますが、シニア子供館、未来館、土着菌センター、感謝の館、活動歴史館、ギャラリーやねだん、中尾工房美術館、あとは宿泊・多目的施設等に活用されていて、空き家が地域の方が、または外部の方が集えるような場ということで活用されておりました。

この「やねだん」の事例も参考にしながら、八街駅南口の空き店舗等を有効活用する手法として、定年退職された地域に在住するさまざまな経験、知識を有する方や大学生などが講師となって、寺子屋のような、仮称ですけれども、子ども道場みたいなものを開設して、学習支援を推進してはいかがでしょうか。

また、その取組に地域作りになんだ社会貢献活動等への参加を通じて、次代を担う子どもの育成とともに、世代間交流を促進する場としてはいかがでしょうか。

○教育次長（吉田一郎君）

教育委員会では平成28年度から平日の放課後に放課後子ども教室を計画しております。地域の方々のご協力を得ながら、小学生を対象に体験、交流、遊び、学びなどを検討中ですが、放課後児童クラブとの連携を視野に入れることから、学校の空き教室や学校近隣施設を活用する予定のため、ご提案の八街駅南口空き店舗の活用につきましては、現在のところ考慮してはおりません。

また、経済的事情や家庭の事情等により、家庭での学習が困難な中学生や、学習習慣が十分身に付いていない中学生を対象とし、学習支援を行う地域未来塾の実施につきましては、調査・研究を続けてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。しっかりともう動かれているということで、非常に心強く思っています。

駅前がただの通過の場ではなく、子どもたちが集い、そこで成長し、八街市を発展していく、そんな地域にできたらなという思いも込めての提案でしたので、ぜひ今後事業としては進めていただければと思います。

続いて、3番目、八街市は基幹産業が農業ということ、その中でも落花生の品質、生産ともに日本一を誇っています。秋口の落花生を野積みにして自然乾燥させる落花の「ぼっち」は「落花生の郷」八街にはなくてはならない風景です。

また、さきの開発で八街駅舎や街路灯には大谷石が使用された。駅前には八街の開墾の歴史にゆかりのあるケヤキや八街市の木であるキンモクセイの植樹も行われています。

平成20年2月には、ヒマワリが市の花として制定されました。そこで広く中高・大学生を含む市民の意見を聞きながら、中心市街地や農地に隔たることのない八街市全体をイメージした景観条例を制定し、中長期的な街づくりを推進してはいかがでしょうか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

景観条例につきましては、良好な都市空間を形成することを目的とし、千葉県内では16市町が景観法に基づく条例を制定しております。

この条例を制定するにあたりましては、制限や取組などを定める景観計画を策定する必要があり、この中で詳細を定めることとなります。

なお、景観条例によるメリットとしては、自然や歴史的景観を保全できることや、人口偏在の緩和が期待できること。また、企業立地などに対して抑制ができることなどが考えられます。

一方、デメリットとしては、建築物等の高さ制限による地価及び住宅価格の上昇や、個々の住宅面積が減少されたり、建築物の現状変更に関りが制限されるなど、住民の負担が大きくなることは予想されます。

また、景観条例の制定により、多くの自治体で実施されています無電柱化につきましては、1キロメートルあたり数億円の工事費がかかると言われており、景観法の重要性、必要性は認識しながらも、具体的な取組となると、非常に難しいものと思われま。

なお、景観条例を制定する場合には、市民協働を前提として市民及び事業者に対する周知並びに意見や要望等を反映させた内容とする必要があると考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

なかなか費用がかかるようで。ただ八街市として、こういった街づくりをするということについて、非常に重要なことと考えておりますので、お金がかかる、かからない、重要などころではありますが、そういったビジョンをしっかりと持ち続けて進めていきたいなと思っています。

続いて、質問事項の2番目、八街市における福祉推進について質問させていただきます。

要旨の1、ひとり親家庭等の現状や支援内容、課題について伺います。

①平成27年4月20日に厚生労働省が発表した全国のひとり親家庭等の現状についてによると、平成23年度、ちょっと古いデータになりますが、母子世帯数は123万8千世帯、父子世帯については22万3千世帯、ここ25年で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍に増加をしています。

子どもの進学率は全世帯の高校等の96.5パーセントに対して、ひとり親家庭等は93.9パーセント、大学等は53.7パーセントに対して23.9パーセント、これに専修学校等を含めると、70.7パーセントに対して、41.7パーセントであり、進学率の低さが視えます。

また、生活保護率についても、全世帯の3.22パーセントに対し、ひとり親家庭等は14.4パーセントであり、2012年の対貧困率も全世帯12.4パーセントに対してひと

り親家庭等は54.6パーセントと、高いデータが示されています。八街市において、ひとり親家庭等の現状と課題等についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ひとり親家庭への支援につきましては、父母の離婚により、父または母親と生計を同じくしていない児童を養育している父、または母親に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童扶養手当があります。

平成26年4月末現在の児童扶養手当の受給者数は、母子世帯が681世帯、父子世帯が44世帯、平成27年4月末現在では、母子世帯が677世帯、父子世帯が47世帯となっております。

また、就職による経済的自立の実現を図ることが課題となっているため、千葉県公共職業安定所と協定を締結し、ひとり親家庭の就労支援をしております。

さらに、就職に有利な資格の取得の促進を図ることを目的として、母子父子自立支援教育訓練給付金事業を実施しており、平成28年度からは高等職業訓練促進給付金等事業についても実施する予定でございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。この件については、先にもさまざまな議員の中で触れられていすので、突っ込んだ質問といたしますか、再質問については控えさせていただきます。

続いて、2番目、現在、国内では6人に1人が貧困状態にあるとされ、過去最高を更新し続けています。ひとり親家庭等では、親が夜遅くまで働いても収入が少なく、満足に食事がとれない子たちも多く、学校給食が唯一の栄養のバランスのとれた食事で、長期の休みとなると、栄養状態が悪化し、やせ細って新学期に登校する子たちもいると聞いています。

そこで、近年注目を集めているのが子ども食堂で、ひとり親家庭等や経済的に困窮している家庭の子たちを対象に、月1回から2回程度、無料または安価で食事を提供する事業が近年増え、首都圏を中心に既に30カ所を超えて取り組まれています。

しかしながら、困窮状態にある家庭の子たちだけを対象にしてしまうと、プライバシーとか、またはいじめや人権侵害にもつながりかねませんので、八街市独自の取組として、子たちが八街駅周辺のクリーン活動や子ども防犯パトロール等の社会貢献活動や、先ほど、ご提案をさせていただきました子ども道場等で学習等に参加をした対価として食事を提供する。また、食事提供には、八街市で生産、収穫された地元の新鮮野菜を使用し、参加者とともに調理し、地産地消とともに食文化の伝導や食育が図れるような仕組みとして、子ども食堂の設置をしてはいかがかと伺います。

○市民部長（石川良道君）

子どもの貧困をめぐるいろんな政策の中で、先ほど、ひとり親家庭世帯への生活支援から学習支援の方向についての答弁をさせていただきましたけれども、それと関連するわけでございます。食堂については、東京都内等で実施している事例があるということで承知してお

りますが、生活支援全般、あるいは学習支援というふうなところでの話につきましては、ひとり親家庭世帯に対する支援策のメニューが国の方でも、先ほど申し上げましたように、補正予算の中でそういうメニューが出されてくるといふような状況になってきております。そこまで対象を広げるのかどうかということも当然検討の中に入ってこななければいけないのかなと思いますので、それらも踏まえた中で生活支援の中の1つの食堂ですか、そういうものも事業展開の中で、可能であれば、取り入れられていくのかなと。

ただ、今、申し上げましたように、全体の方向に対して、いろいろ対象が広がっていることがいいのかどうか、あるいは、それに伴ういろいろな問題、コーディネーターの配置の問題とか、いろいろありますけれども、それらもいろいろな課題について、どういう意見になっていくのか、その辺の聴取もしておりませんので、先ほど申し上げたような形でのアンケート調査とか、あるいは意見聴取などを行う中で、調整できれば、市側としても調整の側に回って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。先ほどの中にもありましたけれども、八街市独自の取組として、ぜひ近隣市町村に発信していけるような事業が何かできないかなと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思っています。

続いて、(2)母子保健についてで2点伺わせていただきます。

平成26年12月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において示された、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター事業」が平成32年度ででしょうか、に向け全国展開されるにあたって、八街市総合計画2015にある八街市子ども・子育て支援事業計画の具体的な事業内容は、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市において少子化や核家族化が進み、家庭における子育て機能が変化していく中で、未来の社会を支える子どもたちの健全な育成は、社会全体で支援していく必要があります。

こうしたことから、子ども・子育て支援事業計画では、妊娠・出産・育児について学ぶ母親学級の実施や産婦や新生児訪問・赤ちゃん訪問などの充実や、公立保育園1園、私立市保育園2園での子育て支援センター事業の実施及び要保護児童への相談体制等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施に向けて、必要な情報を共有し、総合的な相談や支援をするための各事業を展開しております。

今後は、この計画を基本といたしまして、地域における子育て支援のネットワークの形成を目指してまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。関連するので、そのまま2番目の質問に行かせていただきます。

核家族化や地域のつながりの希薄化によって、地域において妊産婦の方やその家族を支え

る力が非常に弱くなってきています。妊娠、出産、子育てに係る妊産婦の方等への不安や負担が増えていると考えられています。

このため、地域レベルでの結婚から妊娠、出産を経て、子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことを目的に、平成26年度に全国で実施された妊娠・出産包括支援モデル事業において、千葉県では浦安市と君津市が取り組まれました。

当市においては、出産できる産院がなくなり、近隣市町村との連携を図り、妊娠・出産・産後をサポートしていくということとしていますが、妊娠・出産は、少子高齢化や人口減少問題はもとより、人が命をつないでく大切な営みです。しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化の中で精神的に病んでしまう妊産婦さんも近年増加傾向と伺っています。

については、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を地域の社会資源を活用しながら、取り組まれてはいかがか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る妊産婦の不安や負担が増えています。このため、地域の実情にあわせて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うことが求められています。

市では妊娠届け出時の際に、妊娠の健康状態をはじめ、精神面や経済面、さらに個々に抱えられている不安等を詳細に把握するよう努めております。

また、妊娠中から必要な妊娠には、早期に地区の担当保健師につなげ、電話や家庭訪問等で継続的に関わり、必要に応じて医療機関とも連携を図っております。妊娠・出産包括支援事業の任意事業に家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、妊産婦に対して助産師等の専門家による相談支援や子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい話し相手等による相談支援を実施する産前・産後サポート事業、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業があります。

八街市においては、全ての乳児がいる家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。

また、第1子及び第2子以降でハイリスクの産婦や乳児に対しては、助産師及び保健師による新生児訪問を実施し、必要に応じて継続的に訪問指導を行っております。

今後は妊産婦の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう、ニーズを把握し、事業の充実に努めてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。最近、乳幼児が被害に遭う大変痛ましい事件が続いています。特に八街市においてはゼロ歳から、特に初産婦さんでは一番大変な時期に支える、そういったサービスが少なく思いますので、ぜひ、このあたりについては、さらにさらに手厚く関わっ

ていけるような制度設計をお願いできればと思います。

現在、印旛保健所管内において母子保健推進協議会というのが設置されているようですが、その中では印旛の地域、八街を中心として、どのような議論がなされているのか、お伺いをいたします。

○市民部長（石川良道君）

現在、印旛保健所管内に母子保健推進協議会が設置されておりますが、そこでの議論の内容ということですが、妊娠・出産包括支援事業、こういう事業に取り組んでいる印旛管内の市の取組状況についての議論がされているということでございます。具体的には、印旛管内の中では、佐倉市と四街道市さん、こちらが平成28年度から事業開始する予定だということでございます。

内容といたしましては、妊娠届け出時に、全ての妊婦と保健師等の看護職が面接し、個人カルテを作成し、ケアプランを立案するといった妊娠から出産にかけて切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センターを設置しまして、産前・産後サポート事業を実施する予定だというふうに伺っております。

産前・産後サポート事業の具体的な内容としましては、四街道市さんは任期付きの助産師を雇用いたしまして、相談支援事業の充実を図ると。それから、佐倉市さんは、医療機関等において空きベッドを活用し、産婦に休養の機会を提供し、千葉県助産師会に委託をして、助産師による訪問支援の充実を図ると、そのような方向での準備を進めているということがあります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。八街市も佐倉市、四街道市におくれることなく、できることをぜひ検討し、進めていただければと思います。

非常に明快なご答弁、ありがとうございます。八街市長をはじめ行政当局の皆様の真摯な回答に心から感謝を申し上げます。

平成28年度の予算が上程されたところでありますが、これが今議会を通過した暁には、改めて北村新司八街市長様のリーダーシップを遺憾なく発揮され、各計画に基づく諸事業の推進に鋭意取り組まれ、先人が築いた八街を敬愛し、故郷として誇りと愛着の持てる街づくりの実現に向けて、さらに八街市の発展のために、ともに走り続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私、小澤孝延の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（加藤 弘君）

以上でやちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日25日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤 弘君)

ご異議なしと認めます。明日25日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。26日は午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでございました。

(散会 午後 3時24分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件